

.....

# 栃 木 市

## 障がい福祉計画（第6期計画）

## 障がい児福祉計画（第2期計画）

（令和3年度～令和5年度）

.....



令和3年3月

栃木市



# はじめに



栃木市は、平成30年に「栃木市障がい福祉プラン」を策定し、「すべての人が いきいきと暮らせる やさしさあふれるまち とちぎ」を基本理念に、障がい福祉の推進を図ってまいりました。

福祉の持続可能性を踏まえ、自助・互助・共助・公助のバランスと充実を念頭に、障がいのある人もない人も共に支え合い、すべての市民が安心して暮らしていける共生社会の実現を目指しています。

平成31年4月には、県内自治体に先駆けて「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」を施行し、障がいを理由とする差別の解消に向けての必要な事項、障がいの特性に応じた情報保障や差別に関する問題解決に向けた手続きなどを定め、同時に「栃木市手話言語条例」を施行し、手話に対する理解の促進と手話の普及を進めるため、窓口到手話通訳士を配置しました。

さらに、令和元年7月には、全国でも珍しい取組みである障がい者の一人暮らし体験事業をスタートさせ、同年8月には「栃木市つながる安心まるわかりブック」を作成し、医療的ケアが必要な方のために情報発信をしています。

近年の急激な社会環境の変化により、人々の暮らしの中で、様々な生活課題が絡み合い、複雑化し、障がい者・高齢者・児童や女性等の単一の制度や施策による対応では解決困難なものが増え、多機関協働による包括的な相談支援が必要になってきました。

本計画は、6年間の期間で策定された「栃木市障がい福祉プラン」の後期3年間の目標値を示しています。障がい児者を取り巻く環境の改善・充実を図り、障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮が実践できるような取組みに発展するように努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました栃木市社会福祉施策推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や計画策定にご協力をいただきました多くの市民の皆様にも、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

栃木市長

大 川 秀 子

# 目 次

|              |                                                        |           |
|--------------|--------------------------------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章</b> | <b>計画策定にあたって</b>                                       | <b>1</b>  |
| 1            | 計画策定の背景と趣旨                                             | 1         |
| 2            | 計画の位置付け                                                | 3         |
| 3            | 計画の期間                                                  | 4         |
| 4            | 計画の対象                                                  | 4         |
| 5            | 障がい福祉計画基本指針の見直しのポイント                                   | 5         |
| <br>         |                                                        |           |
| <b>第 2 章</b> | <b>障がいのある人等の状況</b>                                     | <b>8</b>  |
| 1            | 栃木市の現状                                                 | 8         |
| 2            | 障がい福祉計画（第 5 期計画）・障がい児福祉計画（第 1 期計画）の達成状況<br>の点検及び評価     | 17        |
| <br>         |                                                        |           |
| <b>第 3 章</b> | <b>計画の基本的な考え方</b>                                      | <b>21</b> |
| 1            | 障がい者施策の基本理念                                            | 21        |
| 2            | 計画の基本方針                                                | 21        |
| 3            | 成果目標と活動指標                                              | 23        |
| <br>         |                                                        |           |
| <b>第 4 章</b> | <b>障がい福祉サービス等の見込み</b>                                  | <b>31</b> |
| 1            | 障がい福祉サービスの体系                                           | 31        |
| 2            | 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み                                   | 33        |
| 3            | 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み                                  | 40        |
| 4            | 地域生活支援事業の利用見込み                                         | 42        |
| 5            | その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑<br>な実施を確保するために必要な事項 | 51        |

## 第5章 計画の推進..... 52

- 1 計画の推進体制..... 52
- 2 計画の進行管理..... 52

## 資料編 ..... 53

- 1 アンケート結果からみえる現状..... 53
- 2 パブリックコメント（概要）..... 72
- 3 栃木市社会福祉施策推進委員会 開催状況..... 73
- 4 障がい者福祉専門部会 開催状況..... 73
- 5 栃木市社会福祉施策推進委員会規則..... 74
- 6 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿..... 76
- 7 障がい者福祉専門部会 委員名簿..... 78





# 計画策定にあたって

## Ⅱ 1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進み、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できる環境づくりが必要とされています。

国は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、支援等の提供体制の強化を図りました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

そのほか、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

本市においては、平成31年4月に「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」及び「栃木市手話言語条例」を制定し、障がいを理由とする差別の解消に向け、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく暮らしていくことができる「共生社会」の実現に向け、取組みを進めています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で

複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

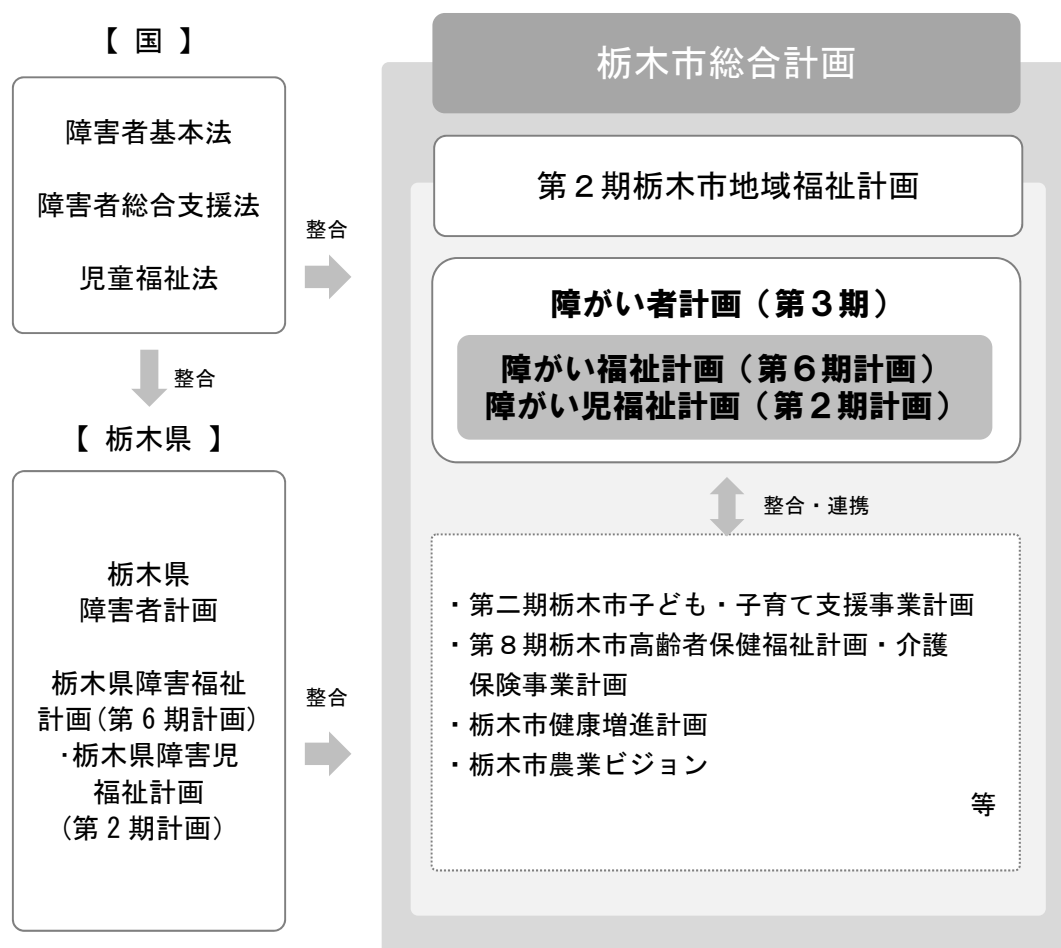
この度の国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組みが盛り込まれるなど、見直しがされています。

本市では、平成30年3月に策定した「障がい福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、国の動きを踏まえ、第2期栃木市地域福祉計画の基本理念である「共に考え 共に支え合う あったかまち」を念頭に、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「障がい福祉計画（第6期計画）・障がい児福祉計画（第2期計画）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

策定にあたっては、栃木県障害者計画、栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）並びに栃木市総合計画における障がい者施策及び第2期栃木市地域福祉計画との整合性を図りました。



### 3 計画の期間

障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）は、国の基本指針に基づき、障がい者計画（第3期、平成30年度から令和5年度）の後期期間の令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

| 平成30年度                            | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度                             | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-----------------------------------|-------|-------|
|                                   |       |       |                                   |       |       |
| 障がい者計画（第3期）                       |       |       |                                   |       |       |
|                                   |       |       |                                   |       |       |
| 障がい福祉計画（第5期計画）<br>障がい児福祉計画（第1期計画） |       |       | 障がい福祉計画（第6期計画）<br>障がい児福祉計画（第2期計画） |       |       |
|                                   |       |       |                                   |       |       |

### 4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

既に各手帳を取得されている方には、本人の状態に応じたサービスの提供を行うことはもちろん、発達障がいや難病等、まだ手帳取得のない方にも総合的な相談に応じ、手帳取得やインフォーマルなサービスを含めた支援に努めます。

また、障がい福祉サービスについては、社会資源の確保を進めている段階であることから、本計画の期間は全市を対象とした第1層の福祉圏域での活動を主としますが、地域包括ケアシステムの構築を図り、将来的には中学校区を対象とした第2層の圏域で高齢施策と一体化した全世代包括支援の仕組みづくりを進めます。

## Ⅱ 5 障がい福祉計画基本指針の見直しのポイント

### (1) 基本的理念に関する事項

#### ○入所等から地域生活への移行

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保することなどにより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する

#### ○障がい福祉サービス等の提供を担う人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに、関係者が協力して取り組む

### (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

#### ○強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実及び依存症対策の推進

- ・人材育成を通じて、適切な支援の体制を確保する。また、アルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策についても、関係職員への研修や幅広い普及啓発、自助グループを含む関係機関の連携により、本人及びその家族への支援を行う

### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

#### ○相談支援体制の充実

- ・相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う

#### ○発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

- ・ペアレントトレーニングなどの支援体制を確保すること及び発達障がいの診断などを専門的に行うことができる医療機関などの確保に努める

#### (4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

##### ○地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターについて、整備を進めるとともに市内にある類似施設の機能を活用し、地域社会への参加や社会的包容（ソーシャルインクルージョン）を推進する
- ・障がい児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとするとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る

##### ○保育、保健医療、教育等の関係機関との連携

- ・障がい児通所支援の体制整備に当たって、子育て支援施策との連携を図る

#### (5) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

##### ○福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の2%以上が地域生活へ移行
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.2%以上削減

##### ○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点等について、既に面的整備済みのため、その機能の充実に向け、運用状況を検証及び検討

##### ○福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値をそれぞれ、令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上
- ・令和5年度における就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち3割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

### ○障がい児支援の提供体制の整備等

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターの整備を目標とし、それまでは市内類似施設の機能の活用を図る
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を充実
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの充実

### ○相談支援体制の充実・強化等

- ・令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化

### ○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

- ・令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築



## 障がいのある人等の状況

### 1 栃木市の現状

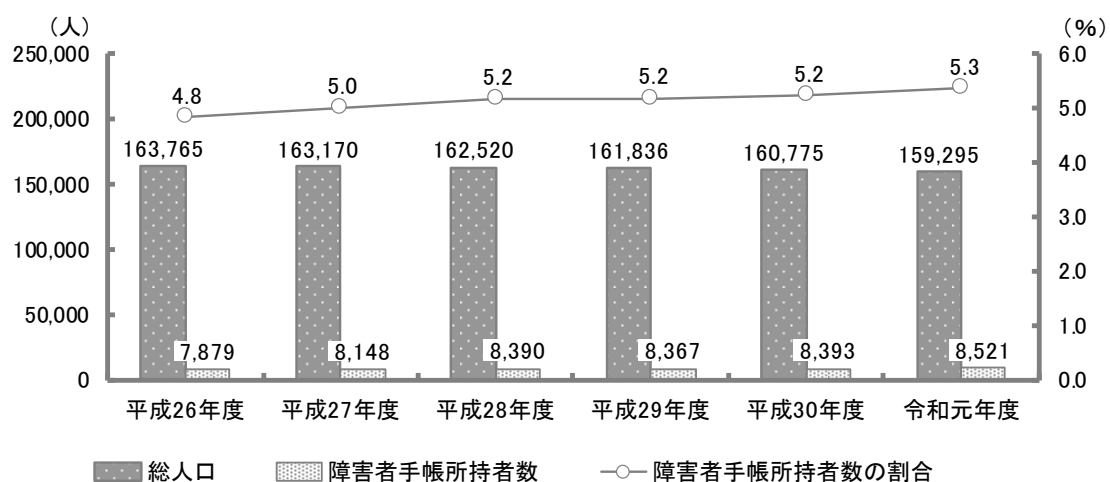
#### (1) 障がい者の状況

##### ① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和元年度末現在159,295人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在8,521人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も5.3%と増加傾向となっています。

人口、障害者手帳所持者数の推移

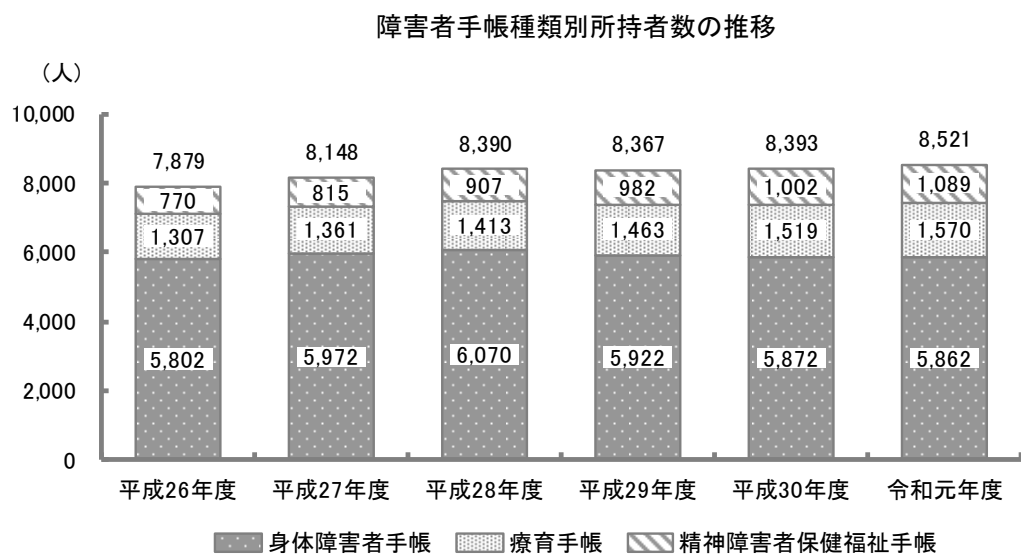


資料：人口は住民基本台帳、障害者手帳所持者数は障がい福祉課調べ（各年度末現在）

## ② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳種類別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成26年度から平成28年度にかけて増加し、その後減少しており、令和元年度末現在5,862人となっています。

また、療育手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度末現在1,570人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加しており、令和元年度末現在1,089人となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、1級の手帳所持者数が1,890人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が1,549人となっています。

また、4級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級、2級、3級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

|    | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 1級 | 1,844      | 1,914      | 1,934      | 1,900      | 1,898      | 1,890     |
| 2級 | 929        | 933        | 942        | 923        | 901        | 896       |
| 3級 | 825        | 839        | 837        | 803        | 781        | 772       |
| 4級 | 1,493      | 1,546      | 1,586      | 1,532      | 1,536      | 1,549     |
| 5級 | 339        | 362        | 371        | 372        | 372        | 360       |
| 6級 | 372        | 378        | 400        | 392        | 384        | 395       |
| 合計 | 5,802      | 5,972      | 6,070      | 5,922      | 5,872      | 5,862     |

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

年齢別等級別身体障害者手帳交付状況

単位：人

|        | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    | 5級   | 6級   | 合計    | 比率    |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 18歳未満  | 36    | 10    | 14    | 4     | 5    | 8    | 77    | 1.3%  |
| 18～64歳 | 537   | 279   | 209   | 293   | 104  | 71   | 1,493 | 25.5% |
| 65歳以上  | 1,317 | 607   | 549   | 1,252 | 251  | 316  | 4,292 | 73.2% |
| 合計     | 1,890 | 896   | 772   | 1,549 | 360  | 395  | 5,862 |       |
| 比率     | 32.2% | 15.3% | 13.2% | 26.4% | 6.1% | 6.7% |       |       |

資料：障がい福祉課調べ（令和元年度末）

## ② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、令和元年度末現在、肢体不自由が2,698人（46.0％）と最も多く、次いで内部障がいが2,049人（35.0％）となっています。

また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|                         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 視覚障がい                   | 337         | 339         | 344         | 339         | 333         | 333       |
| 聴覚・平衡<br>機能障がい          | 715         | 732         | 773         | 734         | 713         | 721       |
| 音声・言語・<br>そしゃく機<br>能障がい | 68          | 68          | 65          | 66          | 64          | 61        |
| 肢体不自由                   | 2,796       | 2,872       | 2,880       | 2,805       | 2,753       | 2,698     |
| 内部障がい                   | 1,886       | 1,961       | 2,008       | 1,978       | 2,009       | 2,049     |
| 合計                      | 5,802       | 5,972       | 6,070       | 5,922       | 5,872       | 5,862     |

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和元年度末現在、重度の手帳所持者数が617人で最も多く、次いで中度の手帳所持者数が530人となっています。

また、全ての程度で手帳所持者数は年々増加しています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

|             | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 重度（A 1・A 2） | 558         | 568         | 585         | 600         | 614         | 617       |
| 中度（B 1）     | 440         | 461         | 468         | 480         | 504         | 530       |
| 軽度（B 2）     | 309         | 332         | 360         | 383         | 401         | 423       |
| 合計          | 1,307       | 1,361       | 1,413       | 1,463       | 1,519       | 1,570     |

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

障がい者（児）別療育手帳交付状況

単位：人

|             | 障がい児（18歳未満） |    | 障がい者 |     | 合計    |
|-------------|-------------|----|------|-----|-------|
|             | 男           | 女  | 男    | 女   |       |
| 重度（A 1・A 2） | 61          | 30 | 277  | 249 | 617   |
| 中度（B 1）     | 51          | 24 | 262  | 193 | 530   |
| 軽度（B 2）     | 89          | 37 | 200  | 97  | 423   |
| 合計          | 201         | 91 | 739  | 539 | 1,570 |

資料：障がい福祉課調べ（令和元年度末）

年齢別療育手帳交付状況

| 年 齢    | 所持者数（人） | 比 率（％） |
|--------|---------|--------|
| 18歳未満  | 292     | 18.6   |
| 18～64歳 | 1,137   | 72.4   |
| 65歳以上  | 141     | 9.0    |
| 合計     | 1,570   | 100.0  |

資料：障がい福祉課調べ（令和元年度末）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

##### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、2級の手帳所持者数が625人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が259人となっています。また、全ての等級で手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

単位：人

|    | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 1級 | 174        | 192        | 224        | 230        | 241        | 259       |
| 2級 | 459        | 491        | 533        | 575        | 566        | 625       |
| 3級 | 137        | 132        | 150        | 177        | 195        | 205       |
| 合計 | 770        | 815        | 907        | 982        | 1,002      | 1,089     |

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

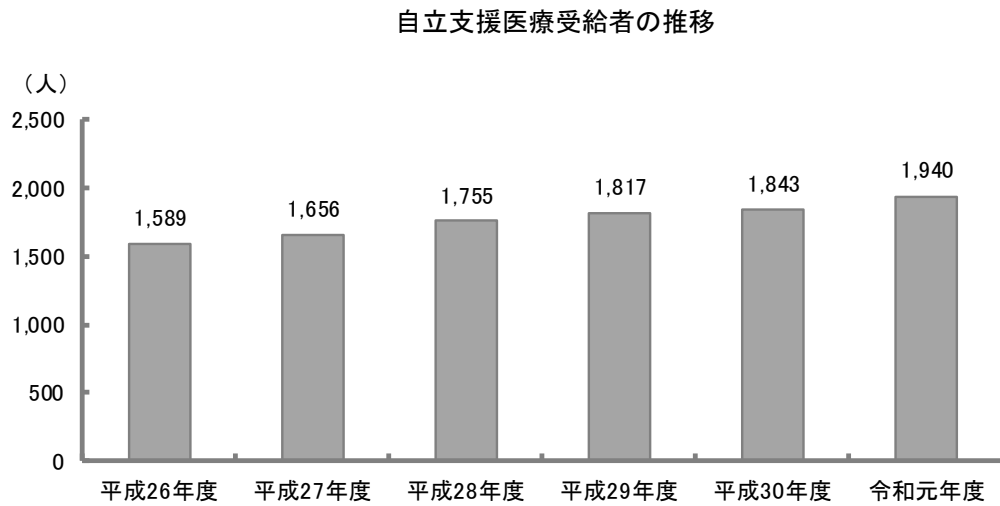
年齢別精神障害者保健福祉手帳交付状況

| 年 齢    | 所持者数（人） | 比 率（％） |
|--------|---------|--------|
| 18歳未満  | 17      | 1.6    |
| 18～64歳 | 920     | 84.5   |
| 65歳以上  | 152     | 13.9   |
| 合計     | 1,089   | 100.0  |

資料：障がい福祉課調べ（令和元年度末）

## ② 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年度末現在1,940人で、年々増加しています。



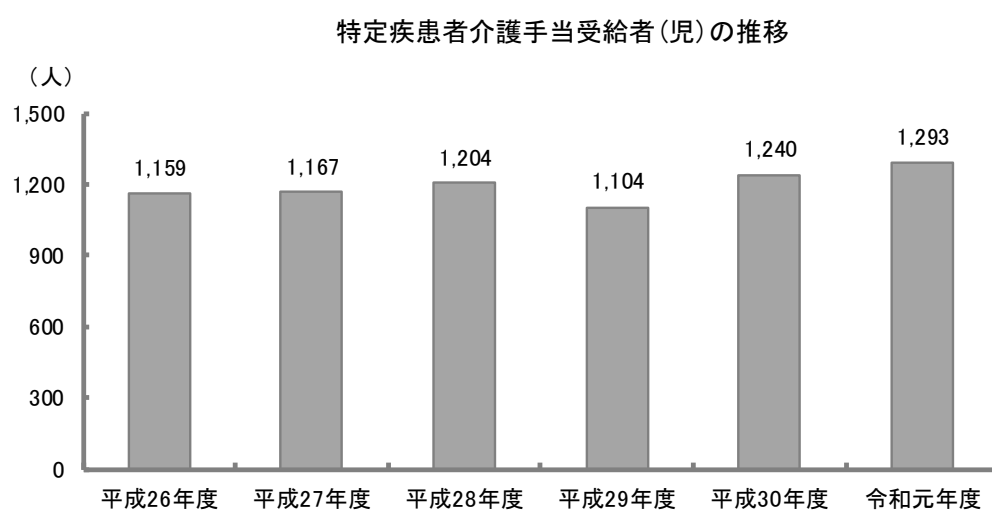
資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

## (5) 特定疾患介護手当受給者数の状況

### ① 特定疾患介護手当受給者数の推移

本市では、栃木県知事が交付する特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾患医療費受給者証等の交付を受けている特定疾患等に対して、特定疾患介護手当の支給をしています。

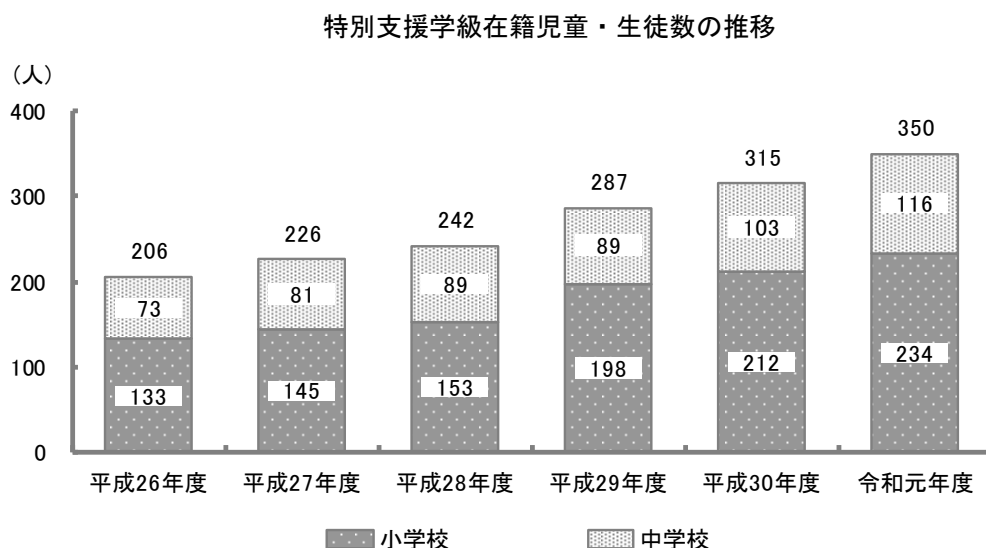
特定疾患介護手当受給者の推移をみると、令和元年度末現在1,293人で、増加傾向にあります。



資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

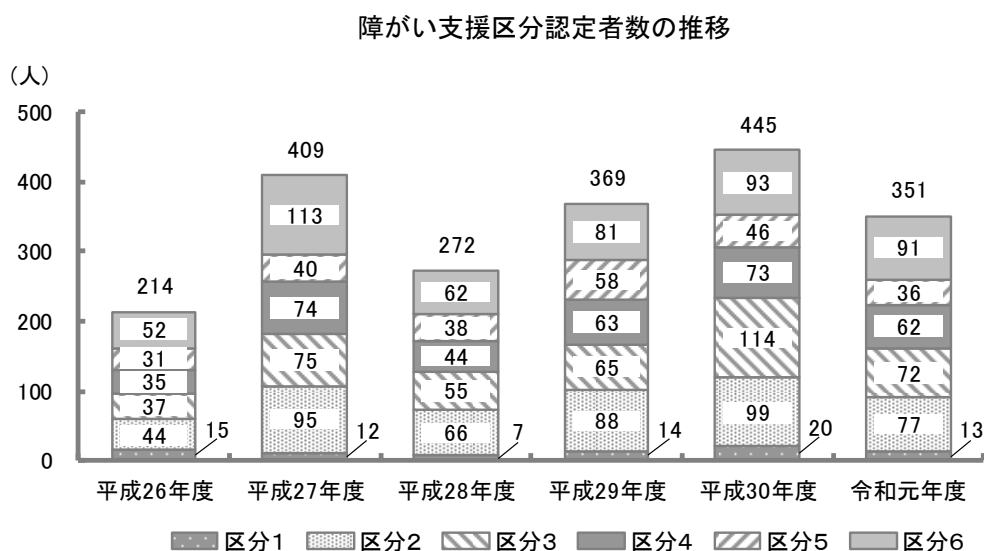
## (6) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和元年3月1日現在234人で、年々増加しています。中学校の生徒数では、令和元年3月1日現在116人で、増加傾向にあります。



## (7) 障がい支援区分認定者の状況

障がい支援区分認定者数の推移をみると、令和元年度末日現在、区分6が91人で最も多く、次いで区分2が77人となっています。



## 2 障がい福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画（第5期計画）及び障がい児福祉計画（第1期計画）の達成状況については次のとおりです。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目              | 数値   | 考え方                        |
|-----------------|------|----------------------------|
| 平成28年度末時点施設入所者数 | 201人 | 平成28年度末の施設入所者数（実績）         |
| 令和2年度末入所者削減目標   | 3人   | 令和2年度末の削減者数（見込み）           |
| 地域生活移行者数目標値     | 6人   | 平成28年度末時点の施設入所者の3%が地域生活へ移行 |

| 入所者削減実績          | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|------------------|--------|-------|-----------|
| 施設入所者数           | 201人   | 206人  | 201人      |
| 施設入所者の地域生活への移行者数 | 0人     | 0人    | 0人        |

#### 成果目標の達成状況

施設入所者数については、入所待機をしている方が新規入所になることから、減少していません。施設入所者の地域生活への移行者数については、施設入所者の高齢化・重度化が進み、施設退所の理由に死亡や長期入院などがほとんどを占め、目標値に達成していません。

### （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目         | 数値  | 考え方                |
|------------|-----|--------------------|
| 第5期における目標値 | 1か所 | 令和2年度末までに設置する協議の場数 |

#### 成果目標の達成状況

国は精神障がい者の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、市町村ごとの協議の場の設置を目標に掲げていました。本市においては、市地域福祉計画に示す「全世代型地域包括ケアシステム」の展開を視野に入れ、平成31年4月に、市障がい者等自立支援協議会に協議の場として「くらしまるごとワーキング」を設置し、協議を始めました。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

| 項目          | 数値   | 考え方             |
|-------------|------|-----------------|
| 第5期における目標値  | 1 か所 | 令和2年度末までに整備する場数 |
| 令和2年度末設置見込数 | 1 か所 | 面的整備による実施       |

#### 成果目標の達成状況

居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型「栃木市地域生活支援拠点（栃木市くらしだいじネット）」として、平成29年度に整備しました。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行数

| 項目                        | 数値  | 考え方                           |
|---------------------------|-----|-------------------------------|
| 平成28年度<br>一般就労移行者数        | 1 人 | 平成28年度末において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 令和2年度末<br>一般就労移行者数<br>目標値 | 5 人 | 令和2年度末において福祉施設を退所し、一般就労した者の数  |

| 一般就労移行者数<br>実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|--------------------|--------|-------|-----------|
|                    | 0 人    | 3 人   | 2 人       |

#### 成果目標の達成状況

現時点では、就労移行支援事業所の利用者の中で、一般就労した人数を把握しています。一般就労への移行状況については、障がいの特性に合った職場へのマッチングが難しいことや市内の就労移行支援事業所の減少に伴い、一般就労移行者数の目標値に達していません。

## ② 就労移行支援事業の利用者数

| 項目                              | 数値   | 考え方                                 |
|---------------------------------|------|-------------------------------------|
| 平成 28 年度<br>就労移行支援事業利用者数        | 22 人 | 平成 28 年度末時点において<br>就労移行支援事業を利用した者の数 |
| 令和 2 年度末<br>就労移行支援事業利用者数<br>目標値 | 25 人 | 令和 2 年度末時点において<br>就労移行支援事業を利用する者の数  |

| 就労移行支援事業利用者数<br>実績・見込値 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度（見込） |
|------------------------|----------|-------|-------------|
|                        | 17 人     | 20 人  | 22 人        |

### 成果目標の達成状況

就労移行支援事業の利用者は増加傾向にあるが、市内の就労移行支援事業所の減少に伴い目標値に達していません。

## ③ 就労移行支援事業所の就労移行率

| 項目                                                | 数値          | 考え方                                                                                      |
|---------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 28 年度末<br>の就労移行支援事業所の数                         | 4 か所        | 平成 28 年度末における就労移行支援事業所の数                                                                 |
| 令和 2 年度末<br>就労移行率が 3 割以上の<br>就労移行支援事業所の数<br>目 標 値 | 2 か所<br>50% | 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の数<br><br>国目標：全体の 5 割以上<br>◆平成 28 年度末の就労移行支援事業所の数 3 件の 5 割以上（2 か所） |

| 就労移行率が 3 割以上の<br>就労移行支援事業所の数<br>実績・見込値 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度（見込） |
|----------------------------------------|----------|-------|-------------|
|                                        | 0 か所     | 0 か所  | 0 か所        |

### 成果目標の達成状況

就労移行支援事業を利用した後、就労継続支援A型や就労継続支援B型へ移行する方が多く、直接一般就労に結びつく人は少が少ないため、目標値に達していません。

#### ④ 就労定着支援開始 1 年後の職場定着率

| 項目                                           | 数値  | 考え方                           |
|----------------------------------------------|-----|-------------------------------|
| 令和 2 年度末<br>就労定着支援開始 1 年後の<br>職場定着率<br>目 標 値 | 80% | 就労定着支援 1 年後の職場定着者の割合<br>8 割以上 |

| 就労定着支援開始 1 年後の<br>職場定着率<br>実績・見込値 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度（見込） |
|-----------------------------------|----------|-------|-------------|
|                                   | 0%       | 100%  | 100%        |

##### 成果目標の達成状況

就労定着支援の利用により、職場定着率の目標値に達しています。

#### （５）障がい児支援の提供体制の整備等

| 項目                                      | 目標    | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度<br>（見込） |
|-----------------------------------------|-------|----------|-------|-----------------|
| 児童発達支援センターの設置数                          | 1 か所  | 0 か所     | 0 か所  | 0 か所            |
| 保育所等訪問支援提供体制の構築                         | 設置の有無 | 無        | 無     | 無               |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数 | 2 か所  | 2 か所     | 2 か所  | 2 か所            |
| 医療的ケア児支援のための協議の場の設置                     | 設置の有無 | 有        | 有     | 有               |

##### 成果目標の達成状況

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の構築については、未達成となっていますが、こどもサポートセンターや市内にある児童発達支援事業所等の機能を活かし、障がい児への支援を実施しています。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方

### Ⅱ 1 障がい者施策の基本理念

障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた栃木市障がい者計画においては、本市の地域福祉計画の基本理念である「共に考え 共に支え合う あったかとちぎ」に象徴される「あったか」を心掛け、全ての市民が「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の理念を実現するため、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。

本計画は、様々な取り組みを行うキャッチフレーズを「すべての人が いきいきと暮らせる やさしさあふれるまち とちぎ」としています。

### Ⅱ 2 計画の基本方針

本市においては、平成28年10月に、日常的に生活の状況を見守る活動等の支え合い活動に関する「栃木市地域支え合い活動推進条例」を施行し、平成31年4月に、障がいを理由とする差別の解消に向けての必要な事項を定めた「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消条例」と、手話に対する理解促進及び手話の普及に向けた取り組みについて定めた「栃木市手話言語条例」を施行し、市と市民が一体となって、障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践に向けて取り組みを始めました。

また、令和2年10月には、保健福祉部門の最上位計画である「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、全世代型地域包括ケアシステムモデルに基いた個別のニーズに的確に対応できるシステムの再構築を掲げています。

本計画では、上位計画である「栃木市総合計画」「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「栃木市障がい者計画」との調和を図りながら、国の基本指針において基本的理念として掲げられた次の点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

#### 「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や障がい福祉サービス・支援内容を選択・決定し、自立と社会参加

の実現を図っていける環境整備を進めます。

## 「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の強化を図るとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

## 「地域共生社会の実現に向けた取組みへの対応」

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取組むための仕組みづくりを進めるとともに、多機関協働による包括的支援体制の充実を図り、福祉総合相談支援センターなどにおいて、関係機関との連携強化のもと、相談・支援等に取り組むなど制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

## 「地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の対応」

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を強化するとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

## 「障がい児の健やかな成長のための発達支援」

障がい児支援を行うに当たって、障がい児本人の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな成長を支援するため、障がい児通所支援等の充実を図ります。障がい児及びその家族に対し、身近な施設で、障がいの疑いがある段階から、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援が受けられるよう、地域支援体制づくりを進めます。

## 「障がい福祉人材の確保」

障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中、障がい福祉に関する事業やサービスを安定的に実施・提供していくため、それらを提供する体制の強化と並んで、それを担う人材の確保とスキルアップ、職種間の連携強化を進めます。

## 「障がいのある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人の社会参加や多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

### 3 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するため、計画期間の各年度における取組みの活動指標を定めます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

|          | 国の基本指針                               | 設定の考え方                  | 基準値                   | 目標値                     |
|----------|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 施設入所者数   | 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減  | 地域の実情を踏まえ栃木市においては1.2%以上 | 令和元年度末の施設入所者数<br>206人 | 令和5年度末の施設入所者数<br>203人   |
| 地域生活移行者数 | 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行 | 地域の実情を踏まえ栃木市においては2%以上   | 令和元年度末の施設入所者数<br>206人 | 令和5年度末までの地域生活移行者数<br>5人 |

#### 目標実現に向けた取組

障がい児者相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行を進めるにあたり、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備や地域交流の機会を確保するなど、障がいへの理解を促進するための支援に努めます。

## (2) 地域包括ケアシステムの精神障がいへの実践

| 活動指標                                      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場「くらし<br>まるごとワーキング」の開催回数 | 4回        | 4回        | 4回        |
| 出前講座等の地域住民に対する普及啓発の取組み<br>回数              | 1回        | 2回        | 4回        |
| 精神障がい者ピアサポーター数                            | 10人       | 12人       | 12人       |

### 目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域づくりを図ります。

国は、今期計画で全ての市町村に協議の場の設置を目標としていますが、本市では既に、協議の場「くらしまるごとワーキング」の設置が済んでいることから、協議の場の継続、医療、保健、福祉の連携の充実、精神障がいに係る普及啓発、市内で活躍できるピアサポーターの養成等を進めていきます。

また、市地域福祉計画にある「全世代型地域包括ケアシステム」の実践的取組みを図るため、具体的な展開として、障がい福祉、医療、介護、住まい等包括的に提供することや、精神障がい者及びその家族に対する支援の充実が実現できるよう、検討を進めていきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

|              | 国の基本指針                                                                 | 設定の考え方   | 現 状  | 目標値               |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|----------|------|-------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する | 国の方針に準ずる | 設置済み | 運用状況を年1回以上検証、検討する |

| 活動指標                    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 地域生活支援拠点等の設置箇所数         | 1箇所   | 1箇所   | 1箇所   |
| 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数 | 3回    | 3回    | 3回    |

#### 目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親なき後」を見据え、障がい者の地域生活支援を支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う「栃木市地域生活支援拠点（栃木くらしだいじネット）」の充実を図ります。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

|                      | 国の基本指針                                                  | 設定の考え方                | 基準値                      | 目標値                      |
|----------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 一般就労移行者数             | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上                                | 国の方針に準ずる              | 令和元年度における一般就労移行者数<br>14人 | 令和5年度における一般就労移行者数<br>18人 |
| 就労移行支援における一般就労移行者数   | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上                                | 国の方針に準ずる              | 令和元年度における一般就労移行者数<br>3人  | 令和5年度における一般就労移行者数<br>4人  |
| 就労継続支援A型における一般就労移行者数 | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上                                | 国の方針に準ずる              | 令和元年度における一般就労移行者数<br>6人  | 令和5年度における一般就労移行者数<br>8人  |
| 就労継続支援B型における一般就労移行者数 | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上                                | 国の方針に準ずる              | 令和元年度における一般就労移行者数<br>5人  | 令和5年度における一般就労移行者数<br>7人  |
| 就労定着支援事業の利用者数        | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本 | 地域の実情を踏まえ栃木市においては3割以上 | —                        | 3割以上                     |
| 就労定着支援事業の就労定着率       | 令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上                | 国の方針に準ずる              | —                        | 7割以上                     |

#### 目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、農福商工連携を推進し、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の賃金向上の取組みを進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

|                               | 国の基本指針                                                                 | 設定の考え方   | 現 状  | 目標値 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------|------|-----|
| 児童発達支援センターの設置                 | 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する                          | 国の方針に準ずる | 未設置  | 1か所 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制構築            | 令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築                                | 国の方針に準ずる | 未構築  | 1か所 |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保     | 令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する                                      | 国の方針に準ずる | 確保済み | 継続  |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する                                      | 国の方針に準ずる | 確保済み | 継続  |
| 医療的ケア児支援のための協議の場              | 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける | 国の方針に準ずる | 設置済み | 継続  |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置        | 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置                   | 国の方針に準ずる | 配置済み | 継続  |

| 活動指標                          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者延べ人数 | 60人   | 60人   | 60人   |

### 目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関と連携を図り、自立支援協議会に設置された「医療的ケアグループ」を協議の場とし、コーディネーターを中心に支援の取組みを進めます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

|                           | 国の基本指針                                             | 設定の考え方   | 現 状  | 目標値 |
|---------------------------|----------------------------------------------------|----------|------|-----|
| 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制 | 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保 | 国の方針に準ずる | 設置済み | 継続  |

| 活動指標                                  | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|---------------------------------------|---------|---------|---------|
| 相談支援センターにおける相談支援件数(延べ数)               | 2,750 件 | 2,800 件 | 2,850 件 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数       | 200 件   | 200 件   | 200 件   |
| 地域の相談支援事業者の人材育成のための相談支援ネットワーク定例会の実施回数 | 4 回     | 5 回     | 5 回     |
| 地域のお他機関・多職種との連携強化のための研修会の実施回数         | 2 回     | 2 回     | 2 回     |

### 目標実現に向けた取組

障がい手帳の有無にかかわらず、障がいや難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方にとって、相談しやすい環境づくりが不可欠です。本市では、市内社会福祉法人等の協力により相談支援体制の維持を図り、基幹相談支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域のお他機関・多職種との連携強化の取組みを進めます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

|                            | 国の基本指針                                            | 設定の考え方   | 現 状  | 目標値 |
|----------------------------|---------------------------------------------------|----------|------|-----|
| サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築 | 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築 | 国の方針に準ずる | 実施済み | 継続  |

| 活動指標                                      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数  | 1人    | 1人    | 1人    |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数 | 1回    | 1回    | 1回    |

### 目標実現に向けた取組

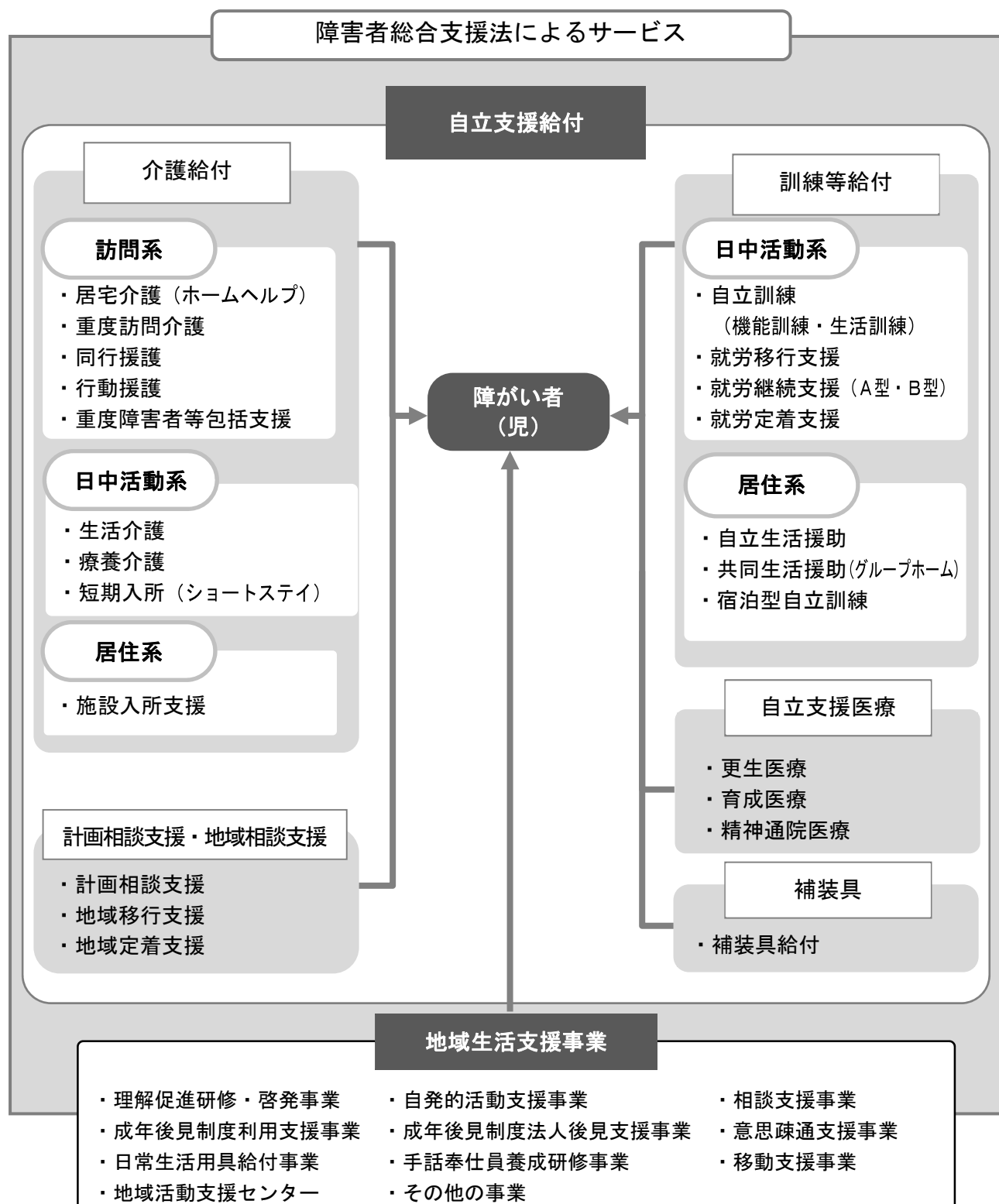
障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、審査支払におけるエラーや内容を検証し、サービス事業所と共有できる体制についてさらに強化していきます。

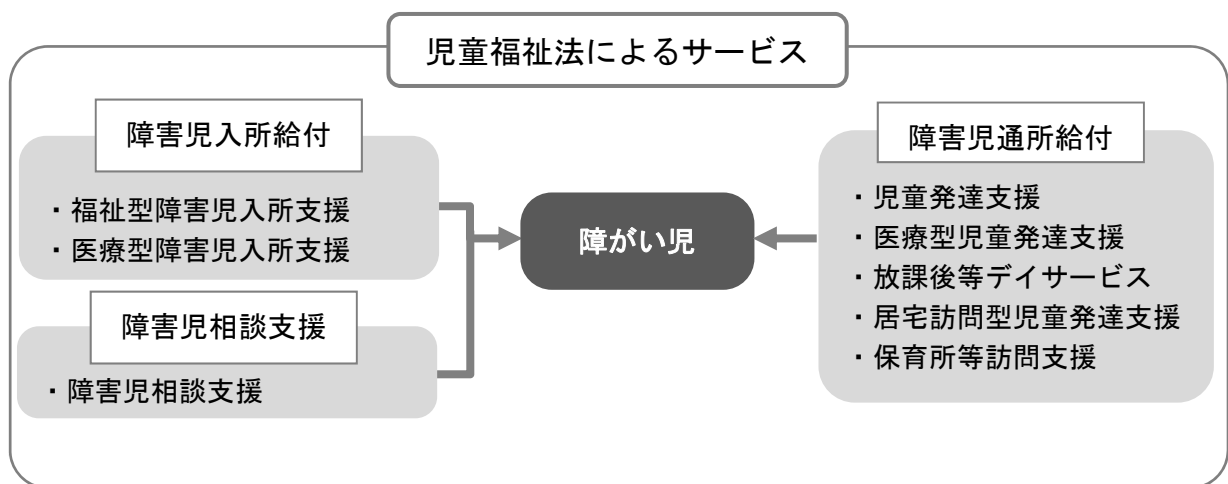


## 第4章

# 障がい福祉サービス等の見込み

## 1 障がい福祉サービスの体系





## Ⅱ 2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

### (1) 訪問系サービス

| サービス       | 概要                                                                                                                                         |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護       | ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。                                                                  |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。 |
| 同行援護       | 移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。                                              |
| 行動援護       | 行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。                                         |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。                                                          |

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名            | 単位 | 実績     |       |       | 見込み   |       |       |
|------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 人  | 238    | 233   | 232   | 234   | 236   | 237   |
|                  | 時間 | 3,240  | 3,133 | 3,177 | 3,218 | 3,246 | 3,260 |
| 重度訪問介護           | 人  | 6      | 6     | 6     | 6     | 7     | 7     |
|                  | 時間 | 347    | 355   | 303   | 363   | 371   | 379   |
| 同行援護             | 人  | 35     | 33    | 34    | 34    | 34    | 35    |
|                  | 時間 | 349    | 312   | 335   | 337   | 339   | 342   |
| 行動援護             | 人  | 7      | 7     | 6     | 7     | 7     | 8     |
|                  | 時間 | 16     | 16    | 12    | 16    | 16    | 18    |
| 重度障害者等包括支援       | 人  | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     |
|                  | 時間 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 39    |

※令和2年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

| サービス           | 概要                                                                                                                                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護           | 障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。                               |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。                            |
| 就労移行支援         | 就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。                                                             |
| 就労継続支援<br>(A型) | 企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。                                                                        |
| 就労継続支援<br>(B型) | 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。                                                                 |
| 就労定着支援         | 一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。                                                                      |
| 療養介護           | 病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。   |
| 福祉型<br>短期入所    | 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。                                                  |
| 医療型<br>短期入所    | 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。                                           |

① 必要な量の見込み（１月当たり）

| サービス名            | 単位 | 実績          |           |            | 見込み        |            |            |
|------------------|----|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
|                  |    | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2 年度 | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 |
| 生活介護             | 人  | 481         | 482       | 480        | 493        | 507        | 520        |
|                  | 日  | 9,136       | 9,489     | 9,498      | 9,713      | 9,989      | 10,245     |
| 自立訓練<br>（機能訓練）   | 人  | 0           | 0         | 0          | 0          | 0          | 1          |
|                  | 日  | 0           | 0         | 0          | 0          | 0          | 12         |
| 自立訓練<br>（生活訓練）   | 人  | 11          | 6         | 7          | 7          | 8          | 9          |
|                  | 日  | 151         | 73        | 111        | 111        | 127        | 143        |
| 宿泊型自立訓練          | 人  | 1           | 2         | 2          | 2          | 2          | 2          |
|                  | 日  | 14          | 43        | 40         | 43         | 44         | 45         |
| 就労移行支援           | 人  | 16          | 16        | 13         | 14         | 15         | 16         |
|                  | 日  | 270         | 264       | 250        | 260        | 270        | 281        |
| 就労移行支援<br>（養成施設） | 人  | 0           | 0         | 0          | 0          | 0          | 1          |
|                  | 日  | 0           | 0         | 0          | 0          | 0          | 18         |
| 就労継続支援<br>（Ａ型）   | 人  | 67          | 79        | 81         | 89         | 98         | 108        |
|                  | 日  | 1,295       | 1,511     | 1,693      | 1,761      | 1,939      | 2,137      |
| 就労継続支援<br>（Ｂ型）   | 人  | 409         | 420       | 449        | 470        | 493        | 516        |
|                  | 日  | 7,343       | 7,665     | 8,520      | 8,645      | 9,068      | 9,491      |
| 就労定着支援           | 人  | 1           | 3         | 2          | 4          | 6          | 7          |
| 療養介護             | 人  | 22          | 22        | 24         | 24         | 25         | 25         |
| 福祉型短期入所          | 人  | 63          | 53        | 43         | 55         | 58         | 61         |
|                  | 日  | 474         | 392       | 309        | 385        | 394        | 403        |
| 医療型短期入所          | 人  | 1           | 1         | 1          | 1          | 2          | 2          |
|                  | 日  | 2           | 1         | 1          | 2          | 3          | 4          |

※令和２年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 就労移行支援の提供事業所の減少を補うため、サービス提供事業者の整備・誘導に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

| サービス   | 概要                                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 共同生活援助 | 障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。         |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 |
| 自立生活援助 | 入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。        |

#### ① 必要な量の見込み（1月当たりの平均実利用者数）

| サービス名  | 単位 | 実績     |       |       | 見込み   |       |       |
|--------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 共同生活援助 | 人  | 183    | 197   | 215   | 231   | 248   | 266   |
| 施設入所支援 | 人  | 201    | 200   | 201   | 201   | 201   | 201   |
| 自立生活援助 | 人  | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     |

※令和2年度は見込み値

#### ② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組めます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障害者支援施設の整備にあたり、障がいの特性や新型コロナウイルス等感染症対策に対応するため、地域の福祉ニーズを踏まえた問題解決が図られるよう支援を行います。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

| サービス   | 概要                                                           |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。           |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。         |

##### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名  | 単位 | 実績         |           |           | 見込み       |           |           |
|--------|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|        |    | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 計画相談支援 | 人  | 269        | 310       | 351       | 401       | 458       | 523       |
| 地域移行支援 | 人  | 1          | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 地域定着支援 | 人  | 15         | 11        | 13        | 15        | 15        | 15        |

※令和2年度は見込み値

##### ② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、個別のニーズに対応できるシステムの構築を進めます。
- 障がい者福祉制度と、介護保険制度との狭間にある方に対する支援のあり方について検討します。

### 3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

| サービス        | 概要                                                                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援      | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。                                                 |
| 医療型児童発達支援   | 上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。                                                                |
| 放課後等デイサービス  | 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。                                                |
| 保育所等訪問支援    | 障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。                                                             |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。                               |
| 障害児相談支援     | 障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。 |

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名                               | 単位 | 実績     |       |       | 見込み   |       |       |
|-------------------------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                     |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童発達支援                              | 人  | 163    | 165   | 161   | 163   | 165   | 166   |
|                                     | 日  | 886    | 902   | 890   | 900   | 911   | 917   |
| 医療型児童発達支援                           | 人  | 1      | 0     | 1     | 1     | 1     | 2     |
|                                     | 日  | 1      | 0     | 5     | 5     | 5     | 10    |
| 放課後等デイサービス                          | 人  | 189    | 206   | 198   | 203   | 207   | 212   |
|                                     | 日  | 2,685  | 2,783 | 2,852 | 2,850 | 2,906 | 2,976 |
| 保育所等訪問支援                            | 人  | 1      | 1     | 1     | 1     | 2     | 3     |
|                                     | 日  | 1      | 1     | 1     | 1     | 2     | 3     |
| 居宅訪問型児童発達支援                         | 人  | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     |
|                                     | 日  | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     |
| 障害児相談支援                             | 人  | 106    | 97    | 91    | 102   | 106   | 110   |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人  | 0      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

※令和2年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## 4 地域生活支援事業の利用見込み

### (1) 理解促進研修・啓発事業

| サービス        | 概要                                                                    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を行います。 |

#### 【事業内容】

- 障がい者週間記念講演会、生涯学習課実施出前講座
- 地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携した地域支援システムに向けた住民意識啓発の実施など

#### ① 必要な量の見込み

| サービス名       | 単位   | 見込み   |       |       |
|-------------|------|-------|-------|-------|
|             |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施有無 | 有     | 有     | 有     |

### (2) 自発的活動支援事業

| サービス      | 概要                                                                          |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。 |

#### 【事業内容】

- 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援  
福祉団体、ボランティア活動、ピアサポーター等への支援

#### ① 必要な量の見込み

| サービス名     | 単位   | 見込み   |       |       |
|-----------|------|-------|-------|-------|
|           |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自発的活動支援事業 | 実施有無 | 有     | 有     | 有     |

### (3) 相談支援事業

| サービス       | 概要                                                                                                                                                                                    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者相談支援事業 | 障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、障がい児の保護者又は障がいのある人の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な支援を行います。 |
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の総合的な相談、情報提供、助言を行い、地域の相談支援事業者の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。                                                                                    |

#### 【事業内容】

- 基幹相談支援センター等機能強化事業
- 福祉サービスの利用援助（情報提供及び相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- 社会生活力を高めるための支援
- 権利擁護のために必要な援助
- ピアサポーターの養成・活用
- 専門機関の紹介等
- 住宅入居等支援に係る検討・連絡調整

#### ① 必要な量の見込み

| サービス名      | 単位 | 見込み       |           |           |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|
|            |    | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 障がい者相談支援事業 | 箇所 | 1         | 1         | 1         |
| 基幹相談支援センター | 箇所 | 1         | 1         | 1         |

#### (4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

| サービス           | 概要                                                                           |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度利用支援事業   | 障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。   |

##### 【事業内容】

- 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成
- 成年後見制度法人後見支援事業については、障がい者や認知症である高齢者など判断能力が不十分なため意思決定が困難な方の判断能力を補い、権利を擁護することを目的として、任意後見人、成年後見人、保佐人、補助人の業務を行います

##### ① 必要な量の見込み

| サービス名          | 単位   | 見込み       |           |           |
|----------------|------|-----------|-----------|-----------|
|                |      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 成年後見制度利用支援事業   | 利用者数 | 9         | 10        | 11        |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施有無 | 有         | 有         | 有         |

## (5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

| サービス            | 概要                                                                                                 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行います。 |
| 手話通訳者設置事業       | 市役所内に手話通訳者を配置し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳の方法により、行政手続等の支援や相談・情報発信を行います。                           |

### 【事業内容】

- 意思疎通に支障のある障がい者等に手話通訳者、要約筆記者を派遣
- 意思疎通のためのコミュニケーション手段の選択の機会の確保・拡大を図るため、専任の手話通訳者を配置

### ① 必要な量の見込み

| サービス名           | 単位   | 見込み       |           |           |
|-----------------|------|-----------|-----------|-----------|
|                 |      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 派遣回数 | 128       | 156       | 184       |
| 手話通訳者設置事業       | 対応回数 | 225       | 230       | 235       |

## (6) 日常生活用具給付等事業

| サービス            | 概要                                                                              |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 日常生活用具<br>給付等事業 | 重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、難病患者、小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。 |

### 【事業内容】

#### ○ 日常生活用具の給付

##### ① 必要な量の見込み

| サービス名                | 単位 | 見込み       |           |           |
|----------------------|----|-----------|-----------|-----------|
|                      |    | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 介護訓練支援用具             | 件数 | 12        | 14        | 15        |
| 自立生活支援用具             | 件数 | 17        | 19        | 21        |
| 在宅療養等支援用具            | 件数 | 22        | 24        | 26        |
| 情報・意思疎通支援用具          | 件数 | 20        | 22        | 24        |
| 排泄管理支援用具             | 件数 | 447       | 453       | 460       |
| 居宅生活動作補助用具<br>（住宅改修） | 件数 | 3         | 4         | 5         |

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

| サービス        | 概要                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。 |

### 【事業内容】

○ 日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成

#### ① 必要な量の見込み

| サービス名       | 単位   | 見込み       |           |           |
|-------------|------|-----------|-----------|-----------|
|             |      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 受講者数 | 40        | 40        | 40        |

## (8) 移動支援事業

| サービス   | 概要                                                         |
|--------|------------------------------------------------------------|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。 |

### 【事業内容】

- 社会活動及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援
  - (ア) 個別支援型：個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
  - (イ) グループ支援型：屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

### 【事業対象】

- 外出時に介護者がいない障がいのある人が、個人又はグループで移動をする時

### ① 必要な量の見込み

| サービス名  | 単位    | 見込み       |           |           |
|--------|-------|-----------|-----------|-----------|
|        |       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 移動支援事業 | 利用者数  | 143       | 153       | 163       |
|        | 総利用時間 | 2,991     | 3,183     | 3,375     |

## (9) 地域活動支援センター事業

| サービス         | 概要                                                |
|--------------|---------------------------------------------------|
| 地域活動支援センター事業 | 通所する障がいのある人に、地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |

### 【事業内容】

- 市内 4 か所の地域活動支援センターにおいて、通所する障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供

### ① 必要な量の見込み

| サービス名                | 単位   | 見込み       |           |           |
|----------------------|------|-----------|-----------|-----------|
|                      |      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 地域活動支援センター事業<br>【市内】 | 箇所数  | 4         | 4         | 4         |
|                      | 利用者数 | 70        | 75        | 80        |
| 地域活動支援センター事業<br>【市外】 | 箇所数  | 1         | 1         | 1         |
|                      | 利用者数 | 1         | 1         | 1         |

## (10) その他の事業

| サービス              | 概要                                                                                                              |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日中一時支援事業          | 障がいのある人の家族の就労及び介護者の一時的な休息を保障するため、障がいのある人の日中等における活動の場を確保します。また、利用時間については、利用者のニーズに合わせて、臨機応変に対応しています。              |
| 訪問入浴サービス事業        | 障がいのある人の生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、在宅の重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを実施します。 |
| 社会参加支援事業          | スポーツ・芸術文化活動等の事業を行い、障がいのある人の社会参加を支援します。                                                                          |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業費 | 身体障がい者の就労、社会活動への参加等の促進を図るため、自動車運転免許の取得費用及び重度身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に適応するよう改善する費用の一部助成をします。                         |
| 福祉ホームの運営事業        | 障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障がいのある人に対して、低額の料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行います。  |

### 【事業対象者】

- 日中一時支援事業：1日のうち宿泊を伴わない範囲で一時的に支援する者がいないため、その間の見守り等の支援が必要であると認められる方
- 訪問入浴サービス事業：
  - （ア） 医学的な理由により、外出や通所施設の利用が制されている方
  - （イ） 身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難である方

### ① 必要な量の見込み

| サービス名            | 単位     | 見込み   |       |       |
|------------------|--------|-------|-------|-------|
|                  |        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 日中一時支援事業         | 実施事業所数 | 30    | 30    | 30    |
|                  | 利用者数/月 | 442   | 465   | 490   |
| 訪問入浴サービス事業       | 利用者数/年 | 3     | 3     | 5     |
| 社会参加支援事業         | 実施回数/年 | 40    | 40    | 40    |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 利用者数/年 | 12    | 14    | 17    |
| 福祉ホームの運営事業       | 利用者数/年 | 7     | 7     | 8     |

## 5 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

障がい児者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするためには、サービスの提供体制の整備や人材の養成、質の高いサービスの提供等に加え、サービスを利用しやすい環境の整備が必要になります。

本市では、障がい者等に対する虐待の防止、障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進、障がいを理由とする差別の解消、障がい者の意思決定支援の促進等を通じて、こうした環境の整備を進めます。

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等を充実していくことを促します。



## 第 5 章

# 計画の推進

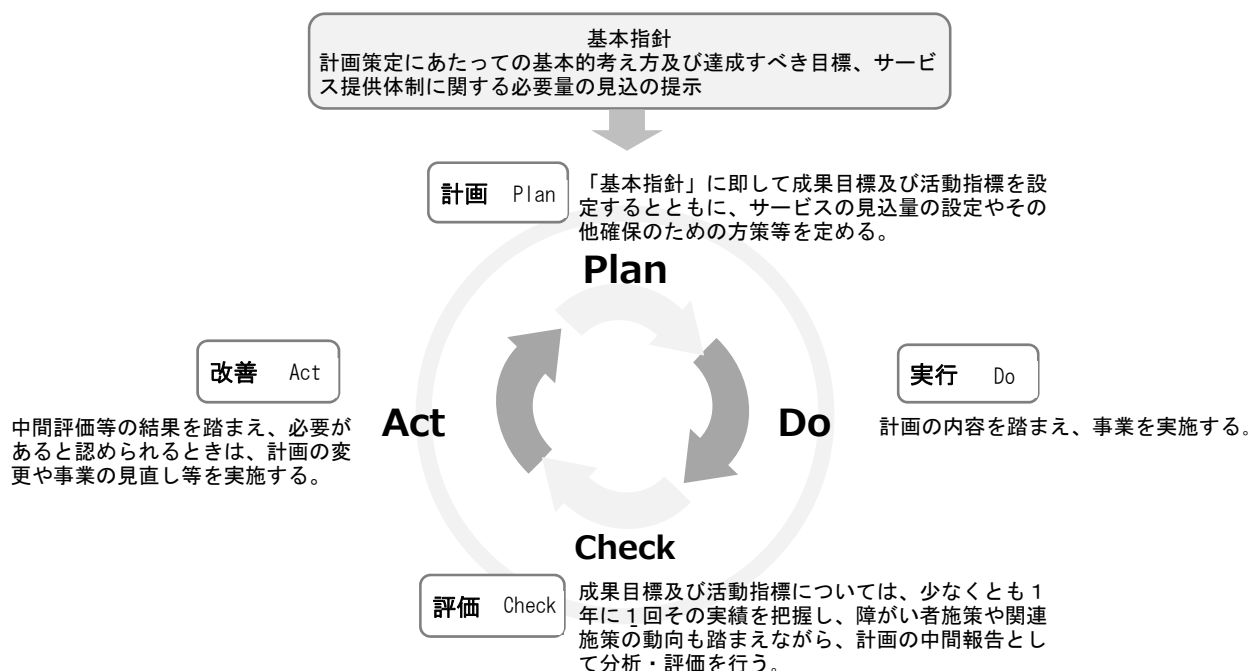
### 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、栃木市障がい者等自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワーク化を進め、障がい者が安心して日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

### 2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。





## 資料編

### Ⅱ 1 アンケート結果からみえる現状

#### ◎アンケートの概要

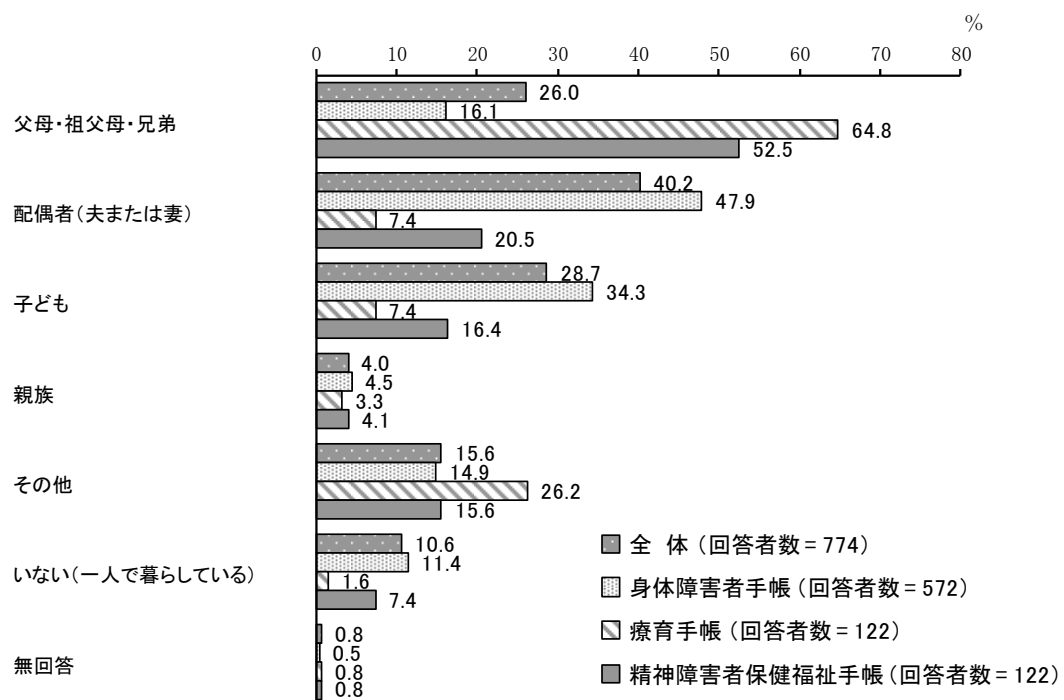
- 【調査期間】 令和2年9月2日 ～ 9月18日
- 【抽出方法】 各障害手帳所持者（児）及び障害者手帳を所持していない福祉サービス利用者（児）をその比率に応じ名簿より無作為抽出
- 【実施方法】 郵送による配付・回収
- 【調査票送付数】 1,500名
- 【調査票回収率】 774通（51.6%）

#### （1）日常生活、暮らしについて

##### ① 家族構成

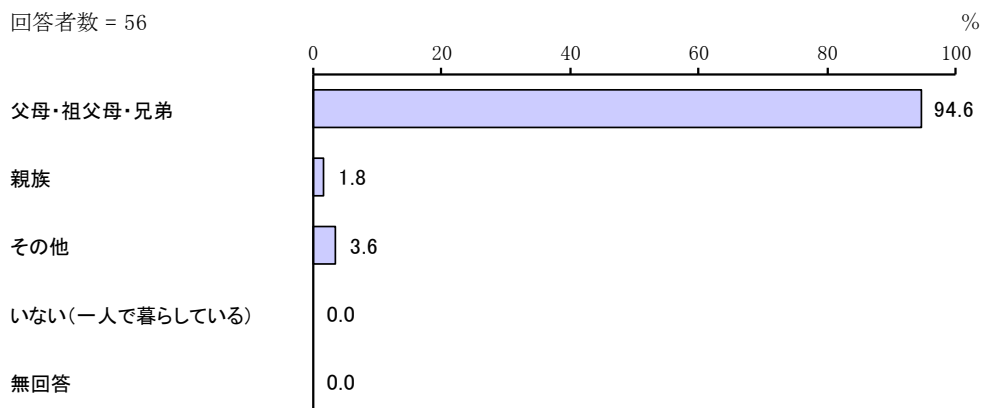
障がい者では、同居の世帯員は「配偶者（夫または妻）」の割合が40.2%と最も高く、次いで「子ども」の割合が28.7%、「父母・祖父母・兄弟」の割合が26.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「父母・祖父母・兄弟」の割合が高くなっています。



障がい児では、同居の世帯員は「父母・祖父母・兄弟」の割合が94.6%と最も高くなっています。

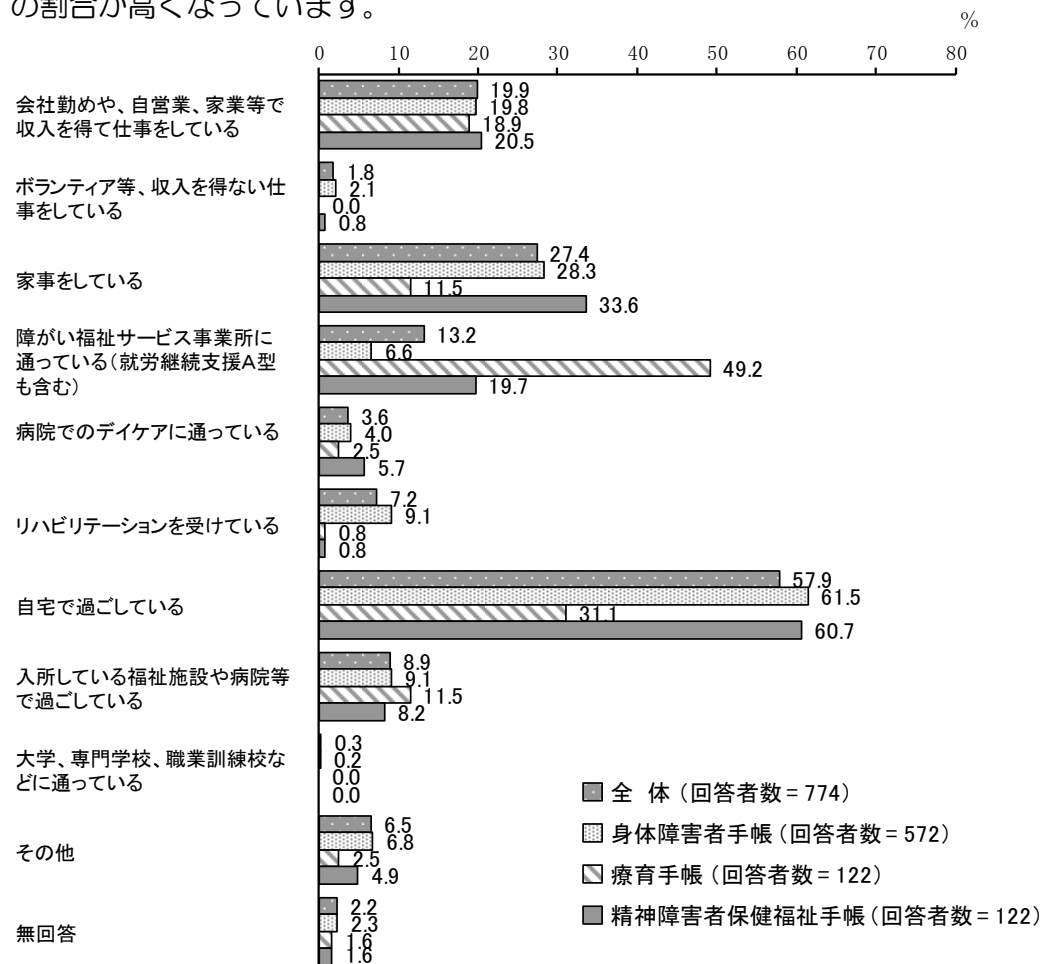
回答者数 = 56



## ② 平日の昼間の過ごし方

障がい者全体では、「自宅で過ごしている」の割合が57.9%と最も高く、次いで「家事をしている」の割合が27.4%、「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」の割合が19.9%となっています。

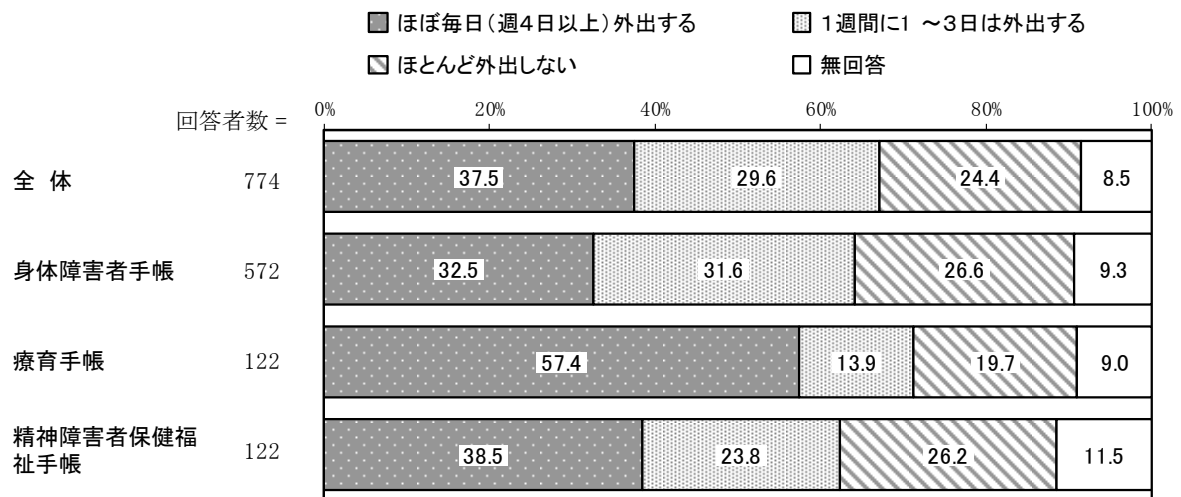
所持手帳別でみると、全体的に「自宅で過ごしている」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「障がい福祉サービス事業所に通っている(就労継続支援A型も含む)」の割合が高くなっています。



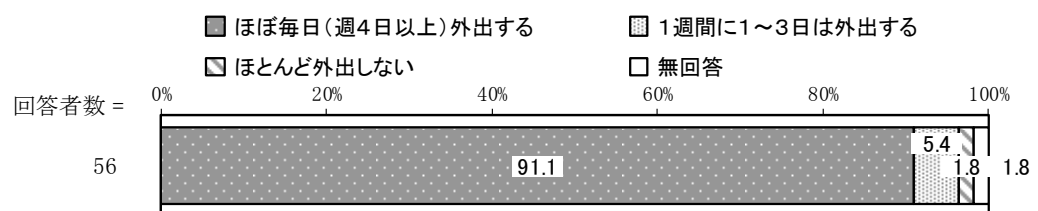
### ③ 外出の頻度

障がい者全体では、「ほぼ毎日（週4日以上）外出する」の割合が37.5%と最も高く、次いで「1週間に1～3日は外出する」の割合が29.6%、「ほとんど外出しない」の割合が24.4%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「ほぼ毎日（週4日以上）外出する」の割合が高くなっています。



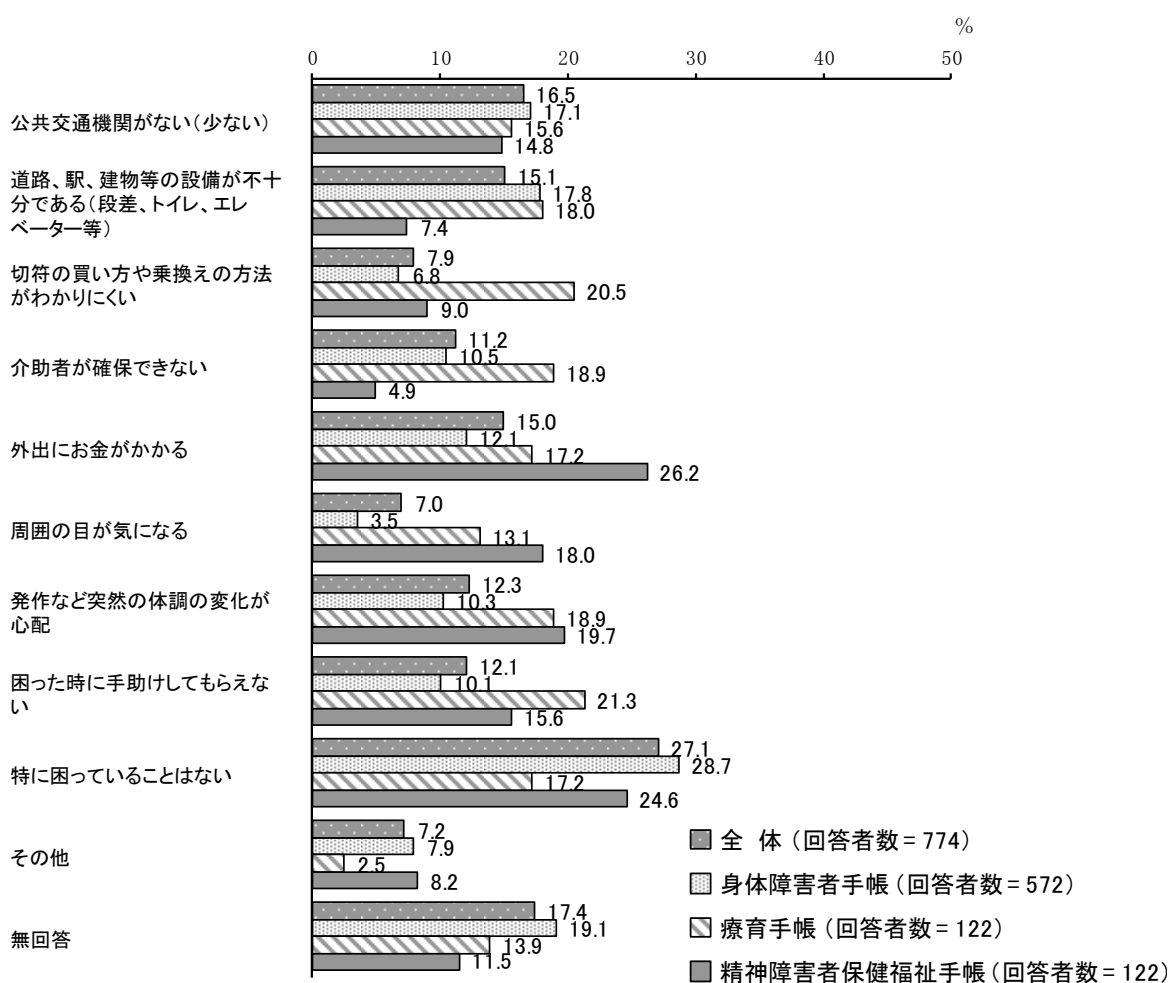
障がい児では、「ほぼ毎日（週4日以上）外出する」の割合が91.1%と最も高くなっています。



#### ④ 外出の際に困ること

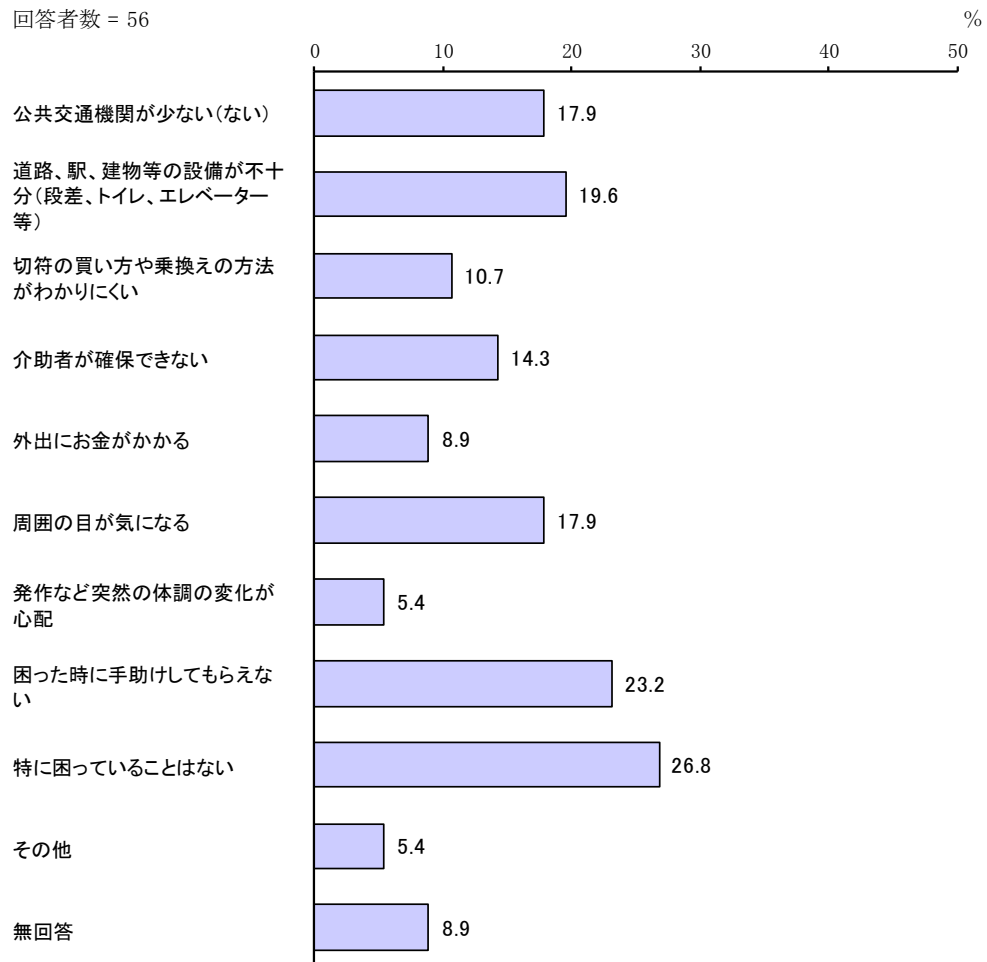
障がい者全体では、「特に困っていることはない」の割合が27.1%と最も高く、次いで「公共交通機関がない（少ない）」の割合が16.5%、「道路、駅、建物等の設備が不十分である（段差、トイレ、エレベーター等）」の割合が15.1%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳では「困った時に手助けしてもらえない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳では「外出にお金がかかる」の割合が高くなっています。



障がい児では、「特に困っていることはない」の割合が26.8%と最も高く、次いで「困った時に手助けしてもらえない」の割合が23.2%、「道路、駅、建物等の設備が不十分（段差、トイレ、エレベーター等）」の割合が19.6%となっています。

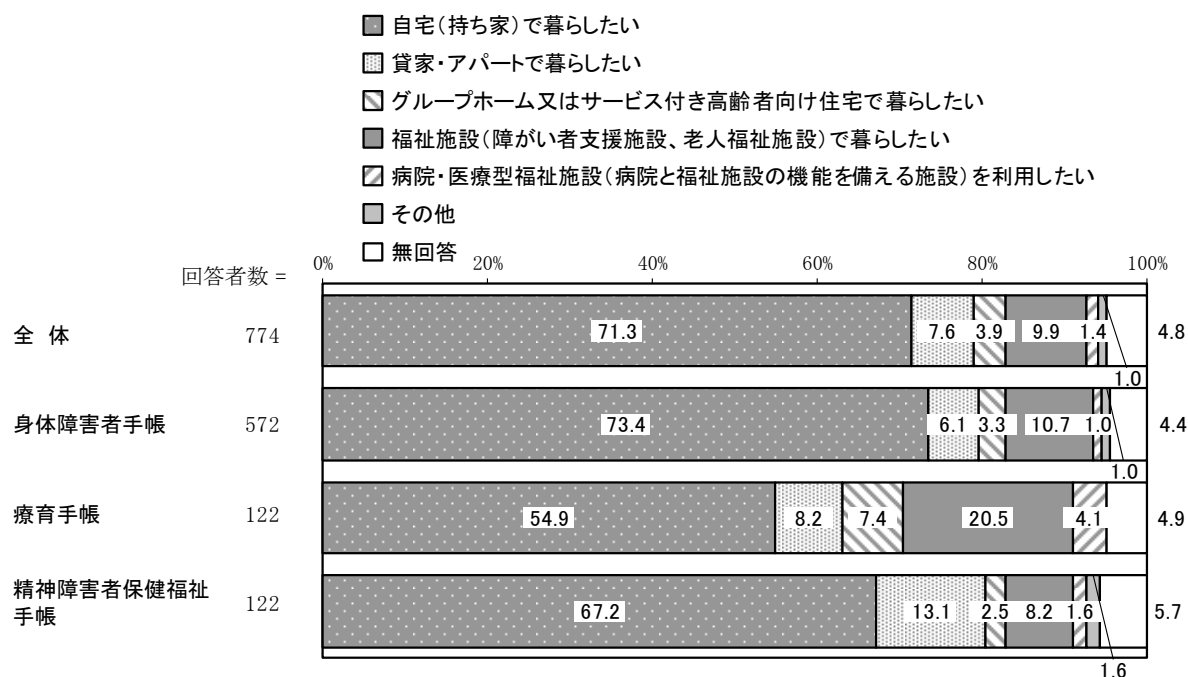
回答者数 = 56



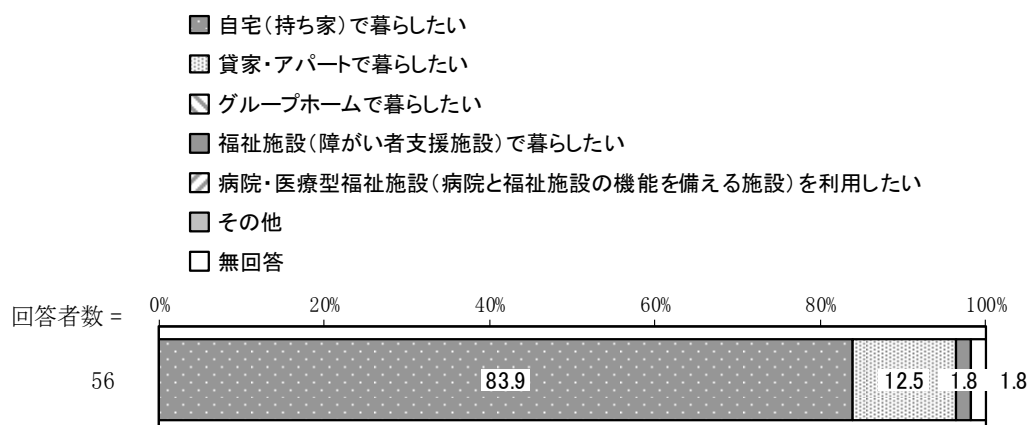
## ⑤ 将来に希望する暮らし方

障がい者全体では、「自宅（持ち家）で暮らしたい」の割合が71.3%と最も高くなっています。

所持手帳別でも、全体的に「自宅（持ち家）で暮らしたい」の割合が高くなっています。



障がい児では、「自宅（持ち家）で暮らしたい」の割合が83.9%と最も高く、次いで「貸家・アパートで暮らしたい」の割合が12.5%となっています。

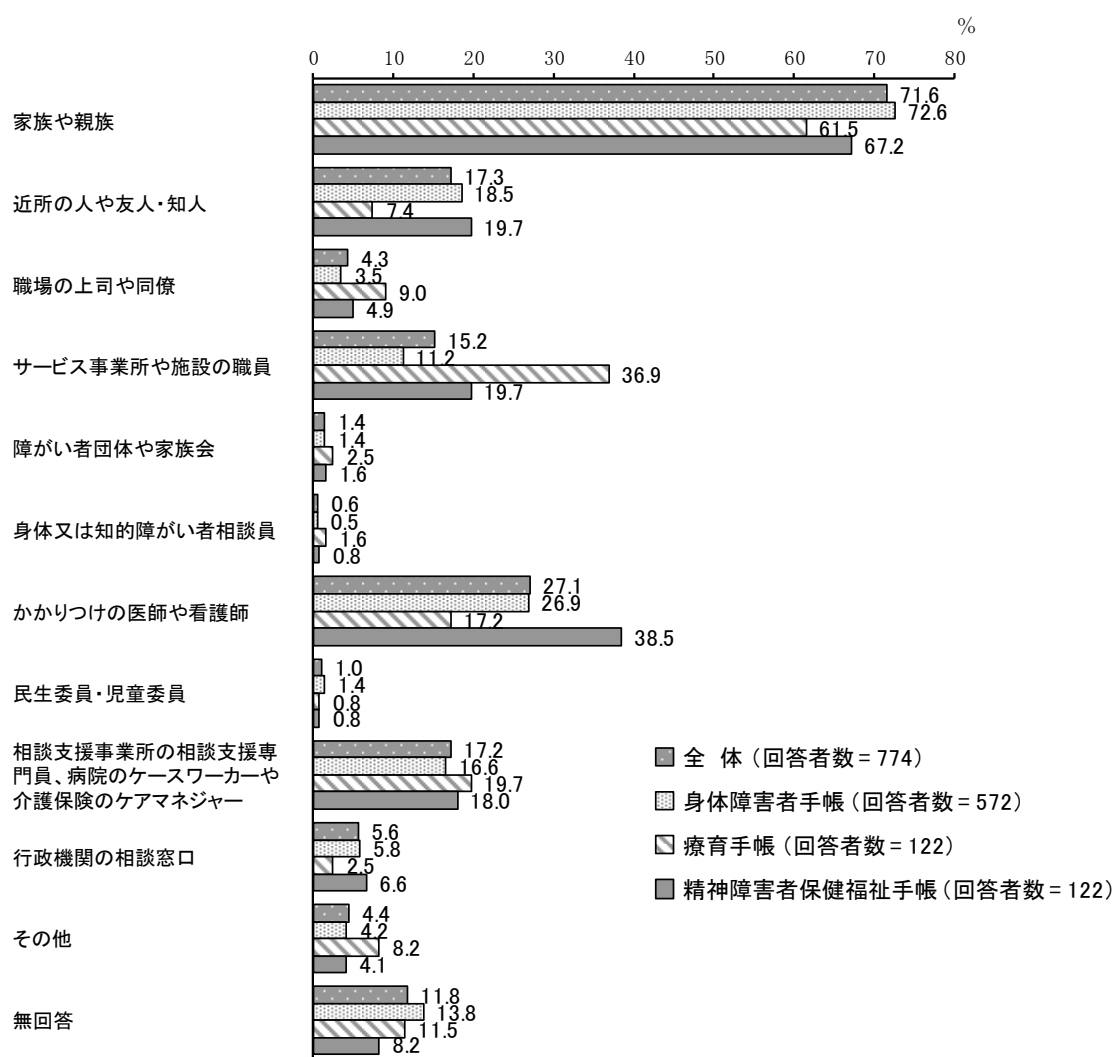


## (2) 相談支援について

### ① 主な相談相手

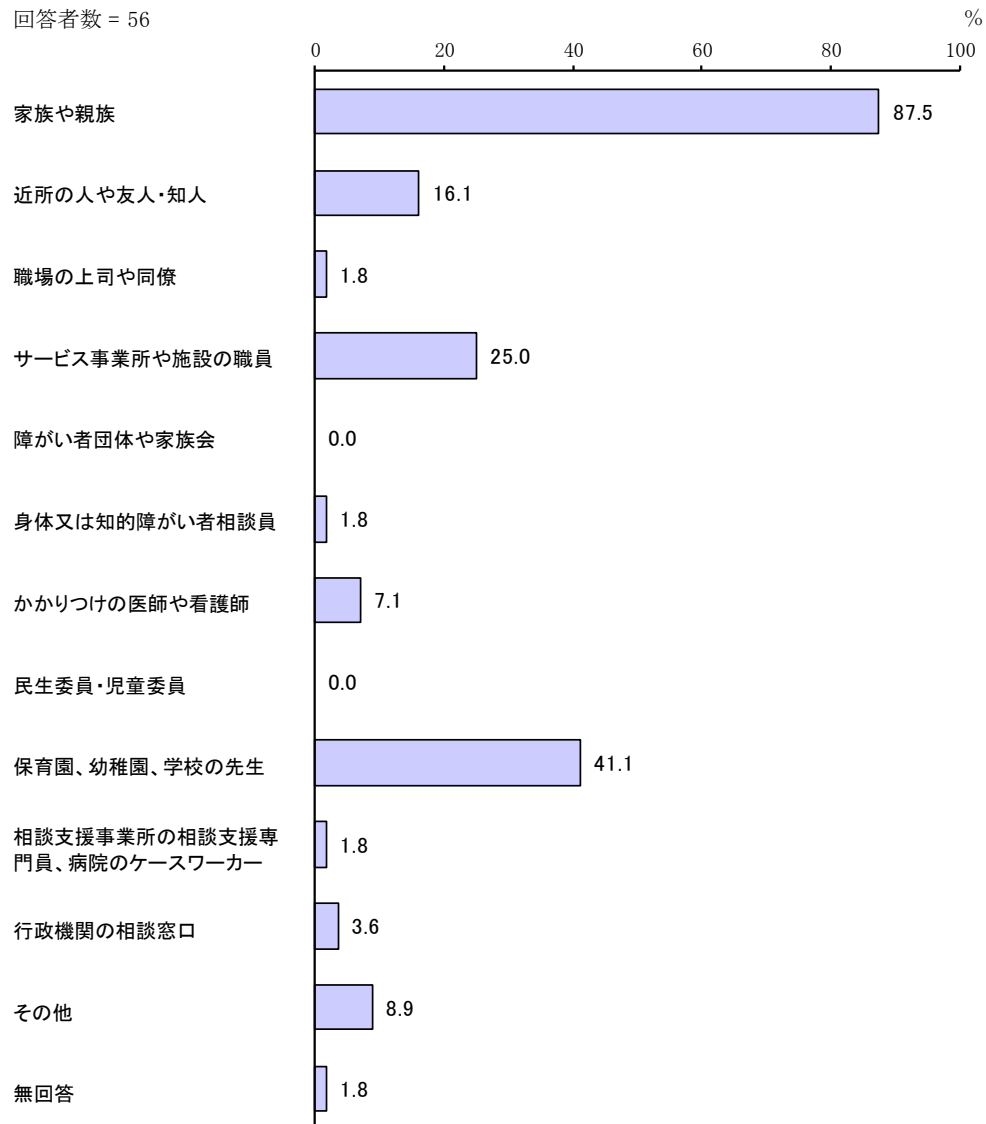
障がい者全体では、「家族や親族」の割合が71.6%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が27.1%、「近所の人や友人・知人」の割合が17.3%となっています。

所持手帳別でも、全体的に「家族や親族」の割合が高くなっています。



障がい児では、「家族や親族」の割合が87.5%と最も高く、次いで「保育園、幼稚園、学校の先生」の割合が41.1%、「サービス事業所や施設の職員」の割合が25.0%となっています。

回答者数 = 56

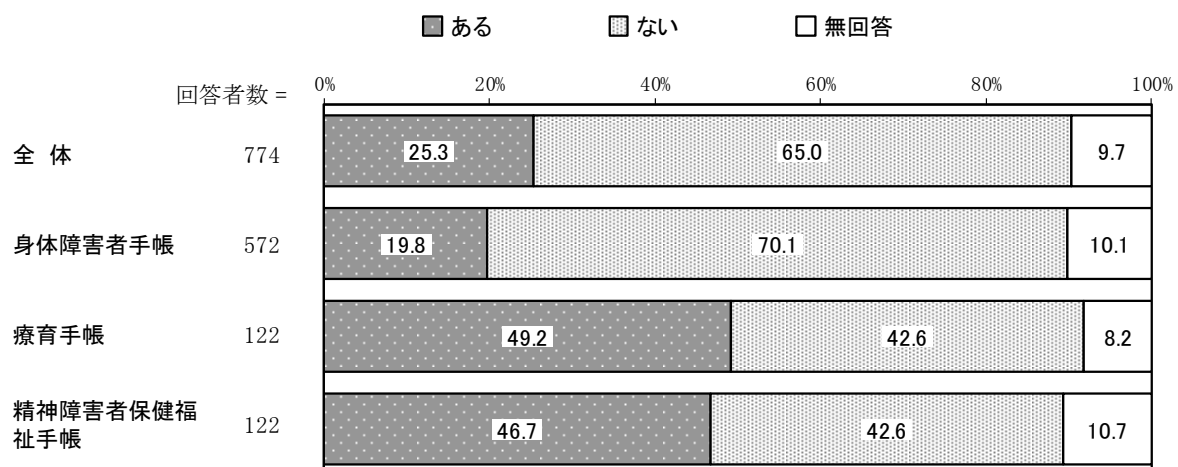


### (3) 権利擁護について

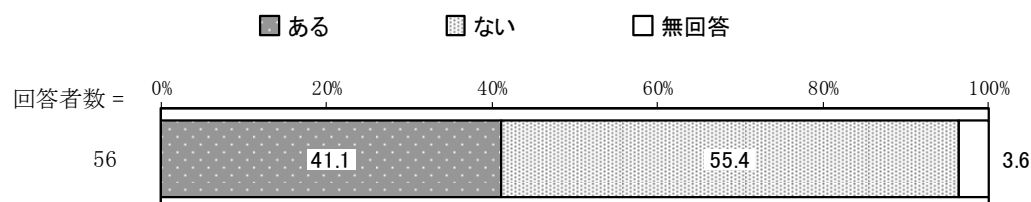
#### ① 障がいのことでの差別や人権侵害

障がい者全体では、「ある」の割合が25.3%、「ない」の割合が65.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳で「ある」の割合が高くなっています。

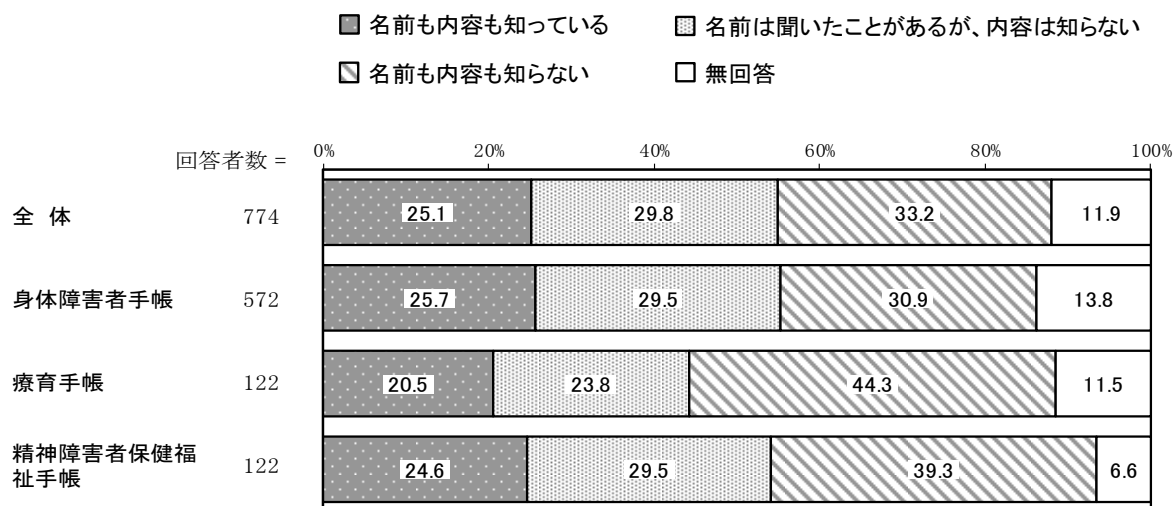


障がい児では、「ある」の割合が41.1%、「ない」の割合が55.4%となっています。

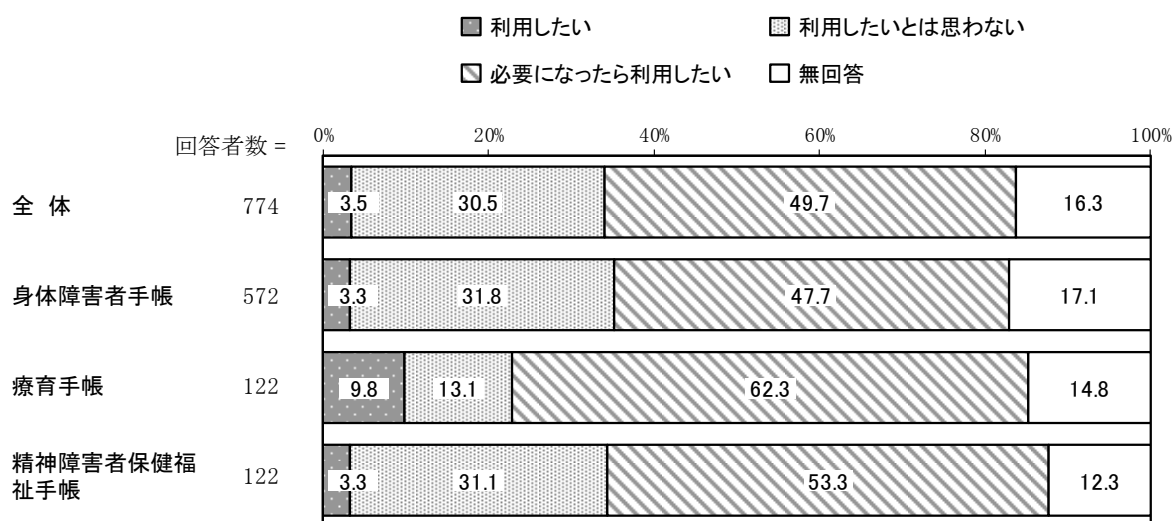


## ② 成年後見制度の認知度、利用意向

制度の認知度について、障がい者全体では、「名前も内容も知らない」の割合が33.2%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が29.8%、「名前も内容も知っている」の割合が25.1%となっています。

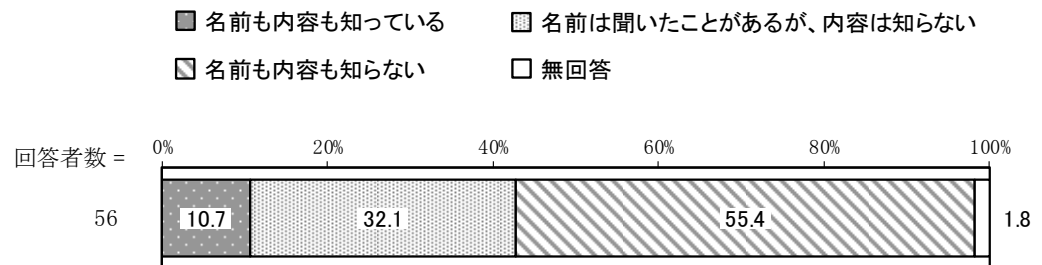


制度の利用意向について、障がい者全体では、成年後見制度を「必要になったら利用したい」の割合が49.7%と最も高く、次いで「利用したいとは思わない」の割合が30.5%となっています。

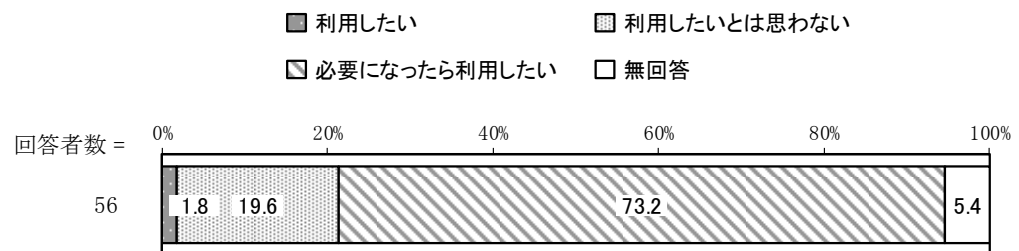


### ③ 未成年後見制度の認知度、利用意向

制度の認知度について、障がい児では、「名前も内容も知らない」の割合が55.4%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が32.1%、「名前も内容も知っている」の割合が10.7%となっています。



制度の利用意向について、障がい児では、未成年後見制度を「必要になったら利用したい」の割合が73.2%と最も高く、次いで「利用したいとは思わない」の割合が19.6%となっています。

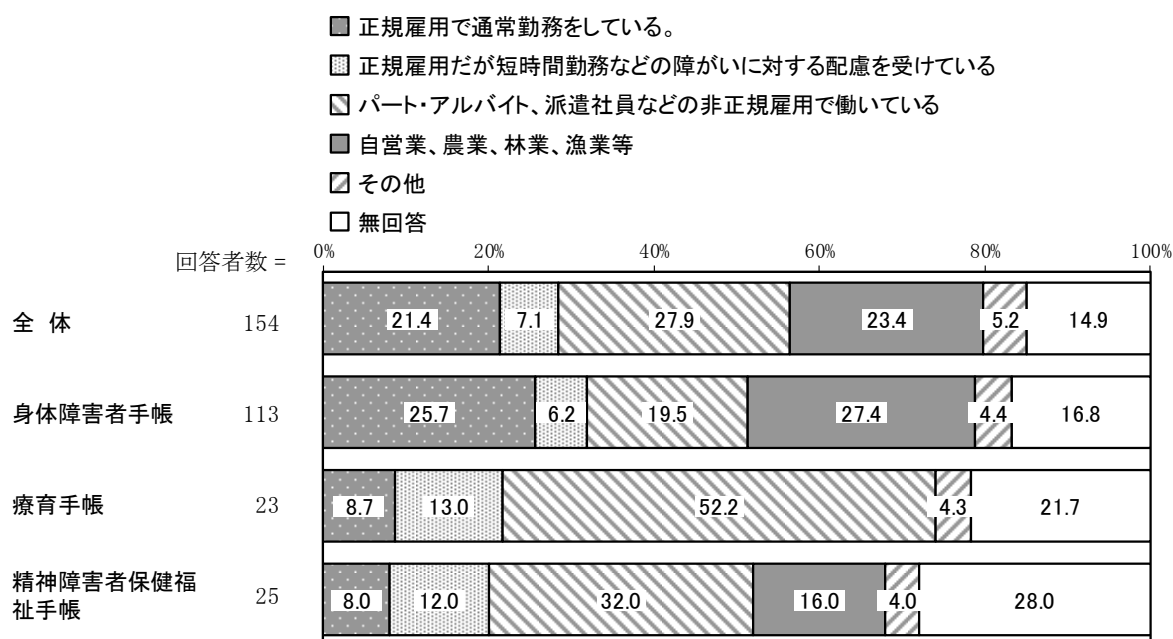


## (4) 就労について

### ① 仕事の形態

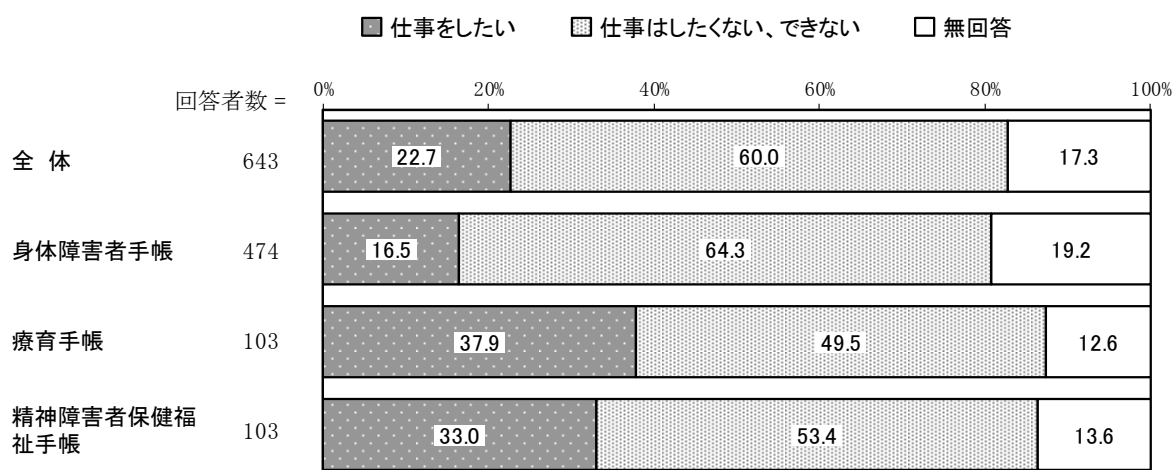
障がい者全体では、「パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用で働いている」の割合が27.9%と最も高く、次いで「自営業、農業、林業、漁業等」の割合が23.4%、「正規雇用で通常勤務をしている。」の割合が21.4%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用で働いている」の割合が高くなっています。



### ② 今後の就労意向

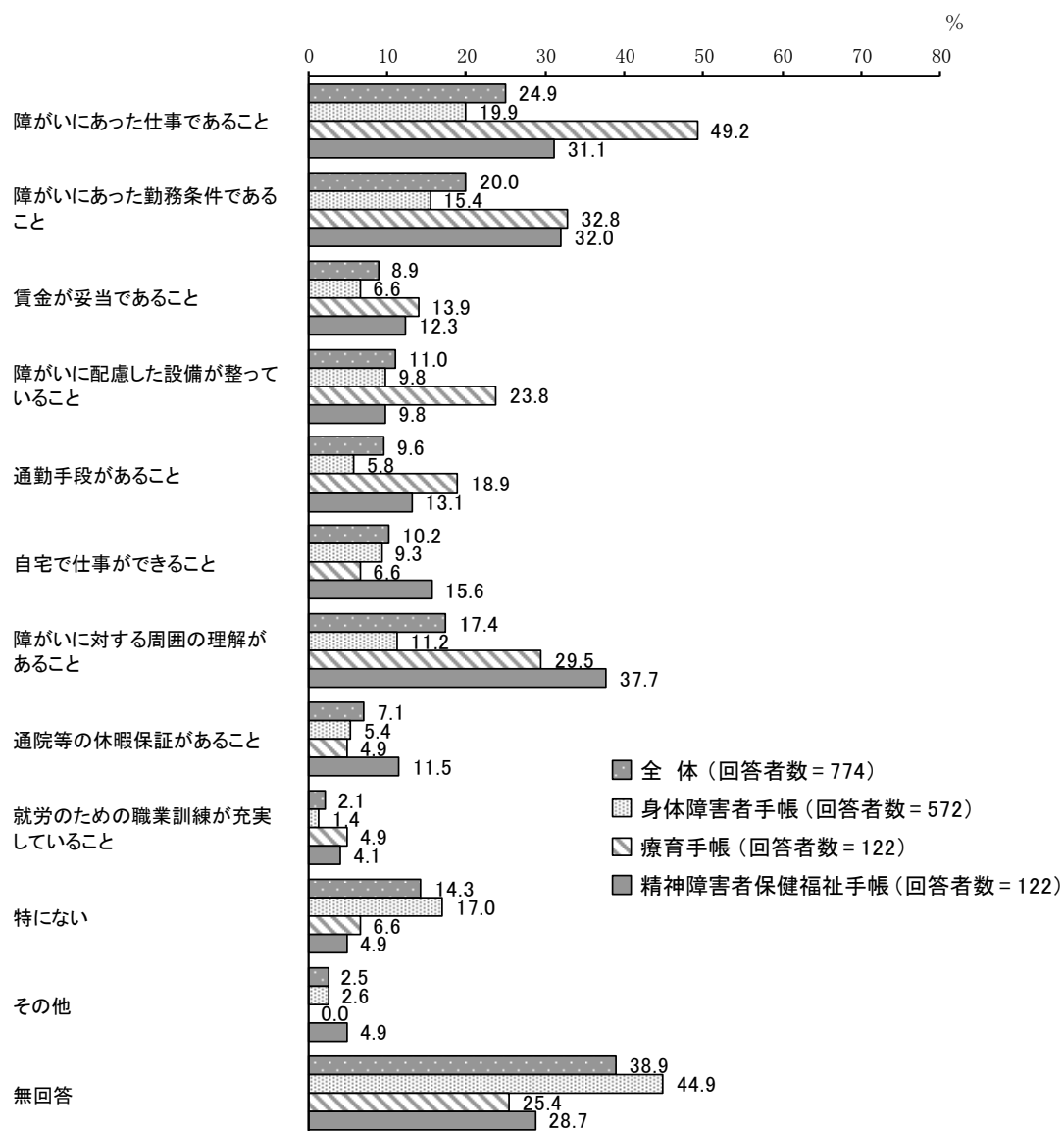
障がい者では、「仕事はしたくない、できない」の割合が60.0%、「仕事をしたい」の割合が22.7%となっています。



### ③ 就労に必要な支援

障がい者全体では、「障がいにあった仕事であること」の割合が24.9%と最も高く、次いで「障がいにあった勤務条件であること」の割合が20.0%、「障がいに対する周囲の理解があること」の割合が17.4%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳では「障がいにあった仕事であること」の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳では「障がいに対する周囲の理解があること」の割合が高くなっています。

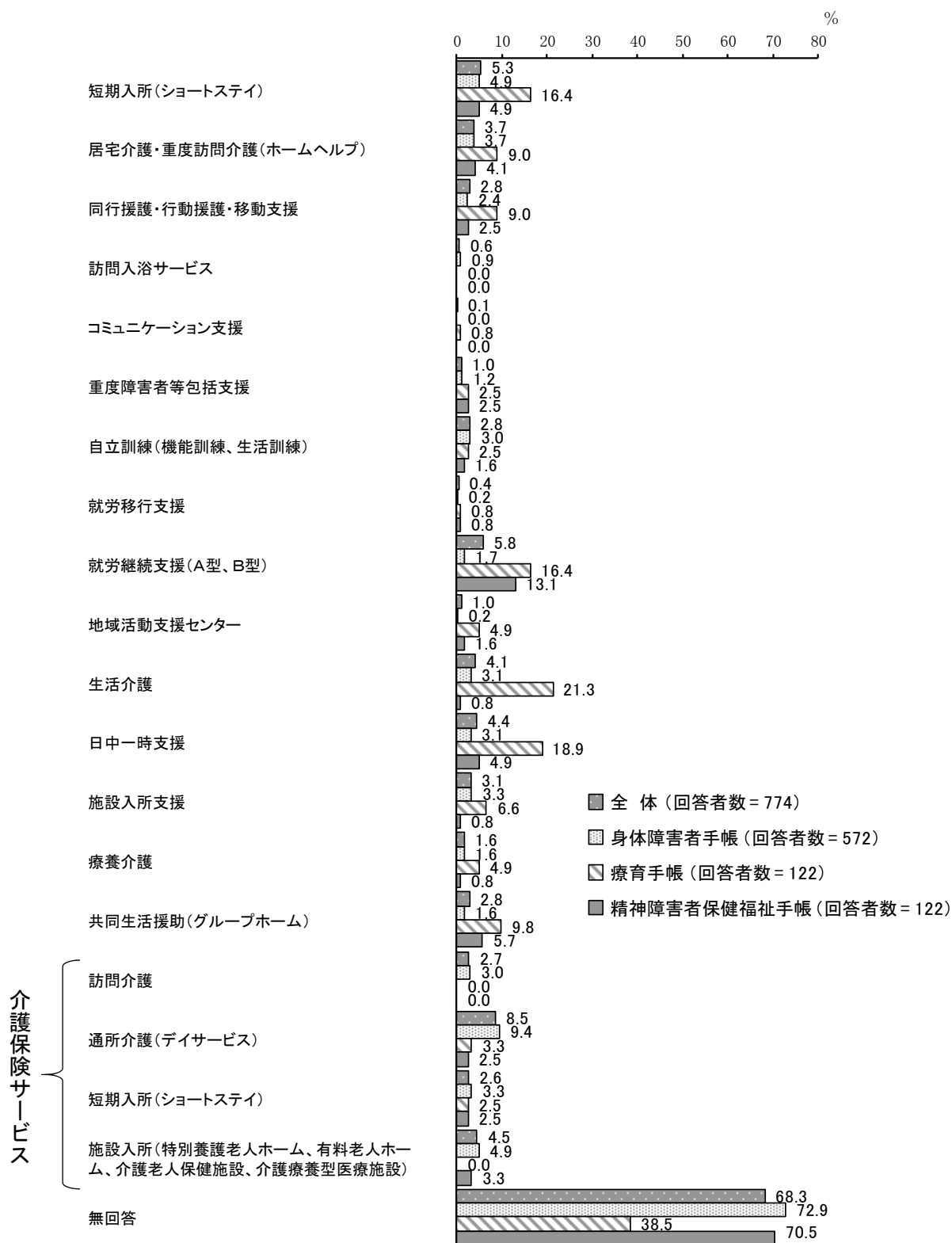


## (5) 福祉サービスの利用状況、利用意向

### ① 福祉サービスの利用状況

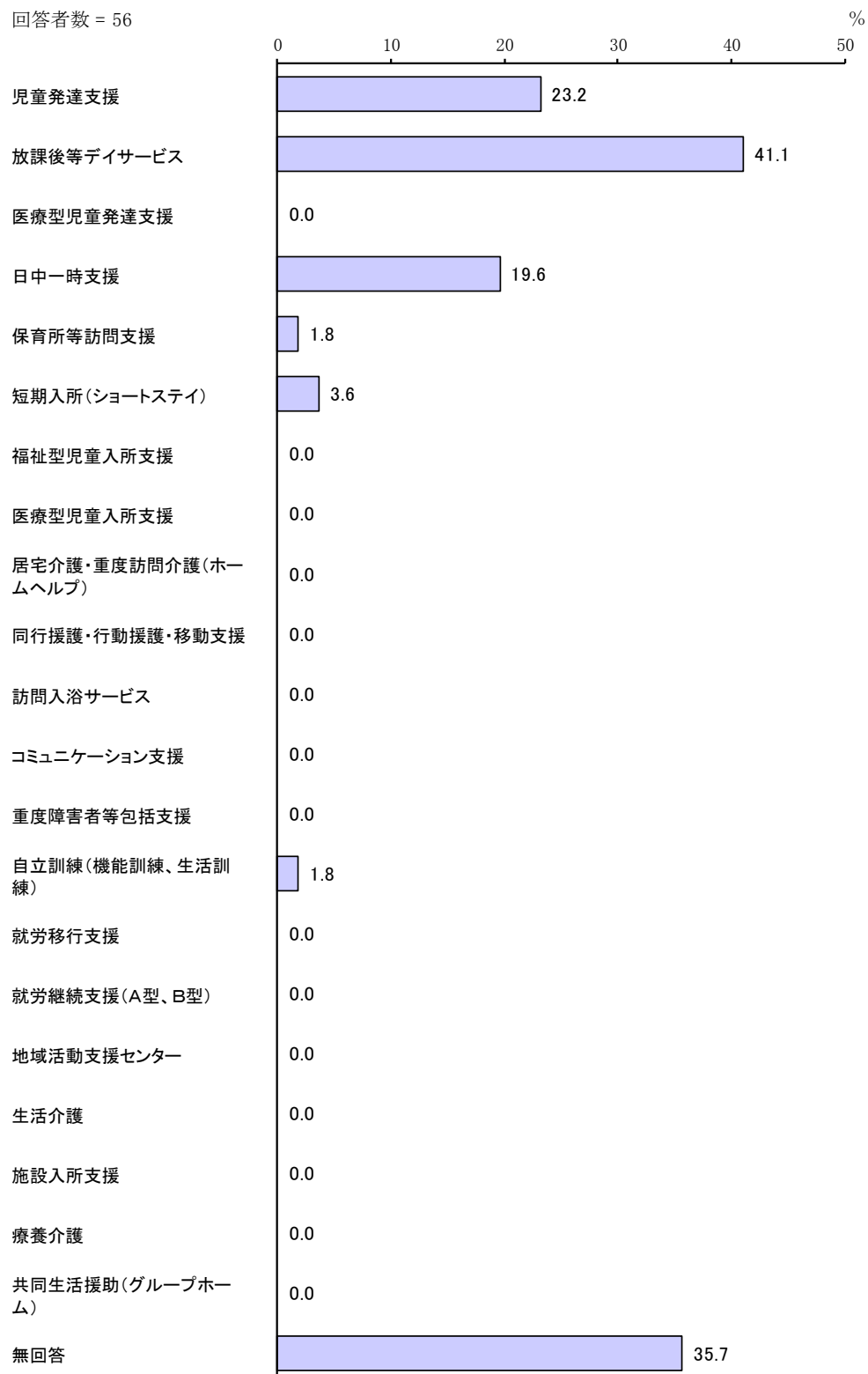
障がい者全体では、「通所介護（デイサービス）」（介護保険）の割合が8.5%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳で「生活介護」の割合が21.3%と高くなっています。



障がい児では、「放課後等デイサービス」の割合が41.1%と最も高く、次いで「児童発達支援」の割合が23.2%、「日中一時支援」の割合が19.6%となっています。

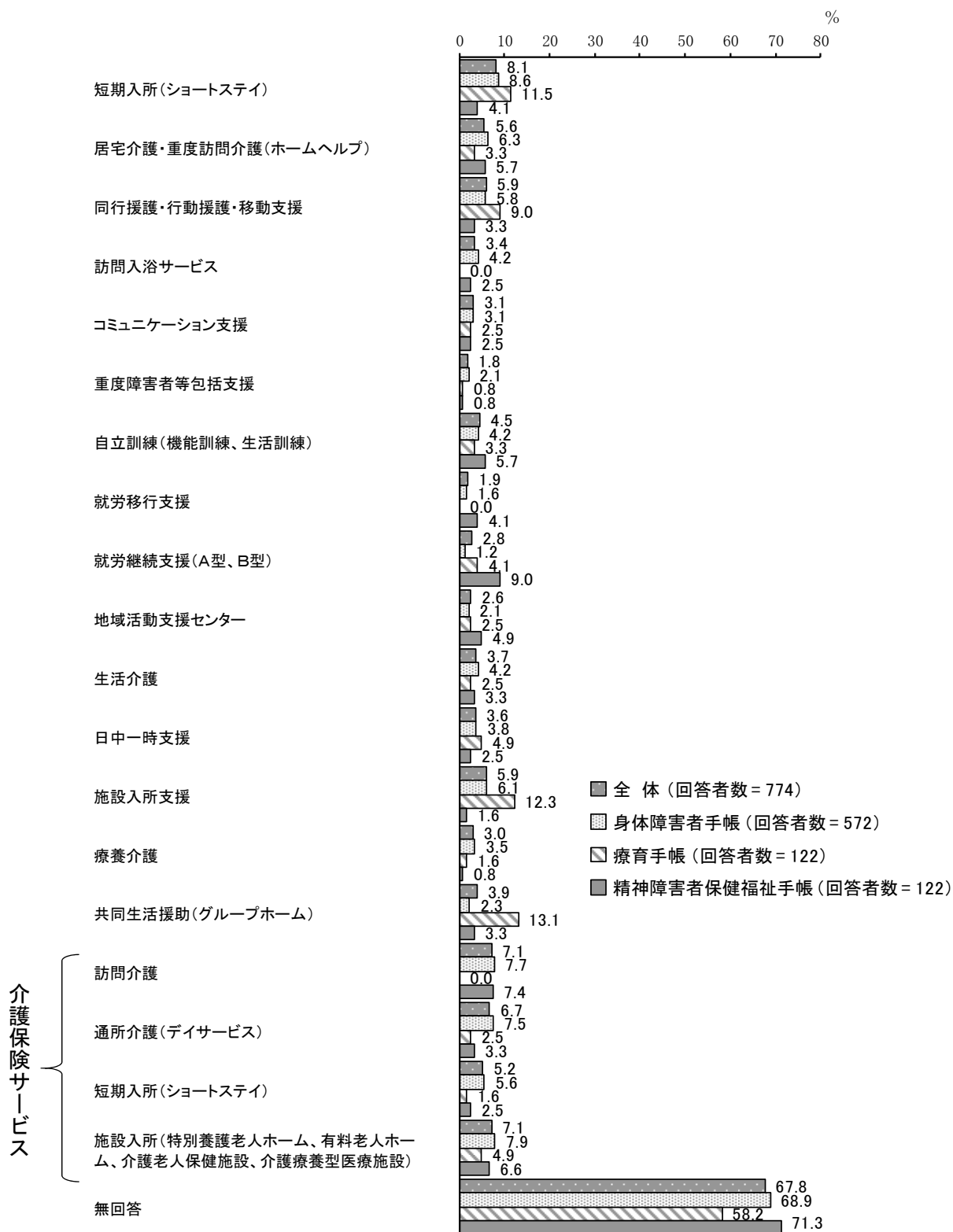
回答者数 = 56



## ② 今後の福祉サービスの利用意向

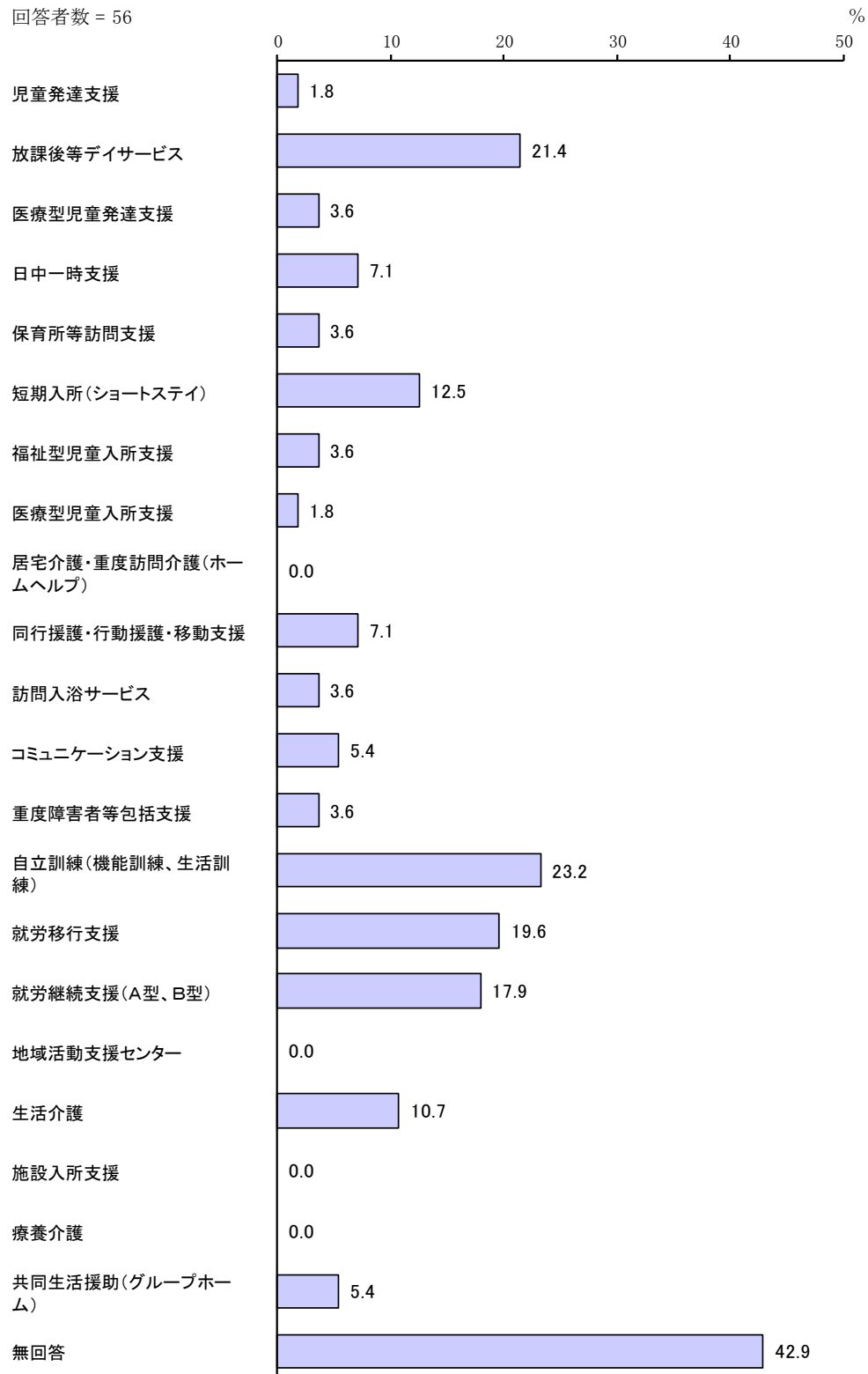
障がい者全体では、「短期入所（ショートステイ）」の割合が8.1%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳で「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」「短期入所（ショートステイ）」の割合が高くなっています。



障がい児では、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の割合が23.2%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」の割合が21.4%、「就労移行支援」の割合が19.6%となっています。

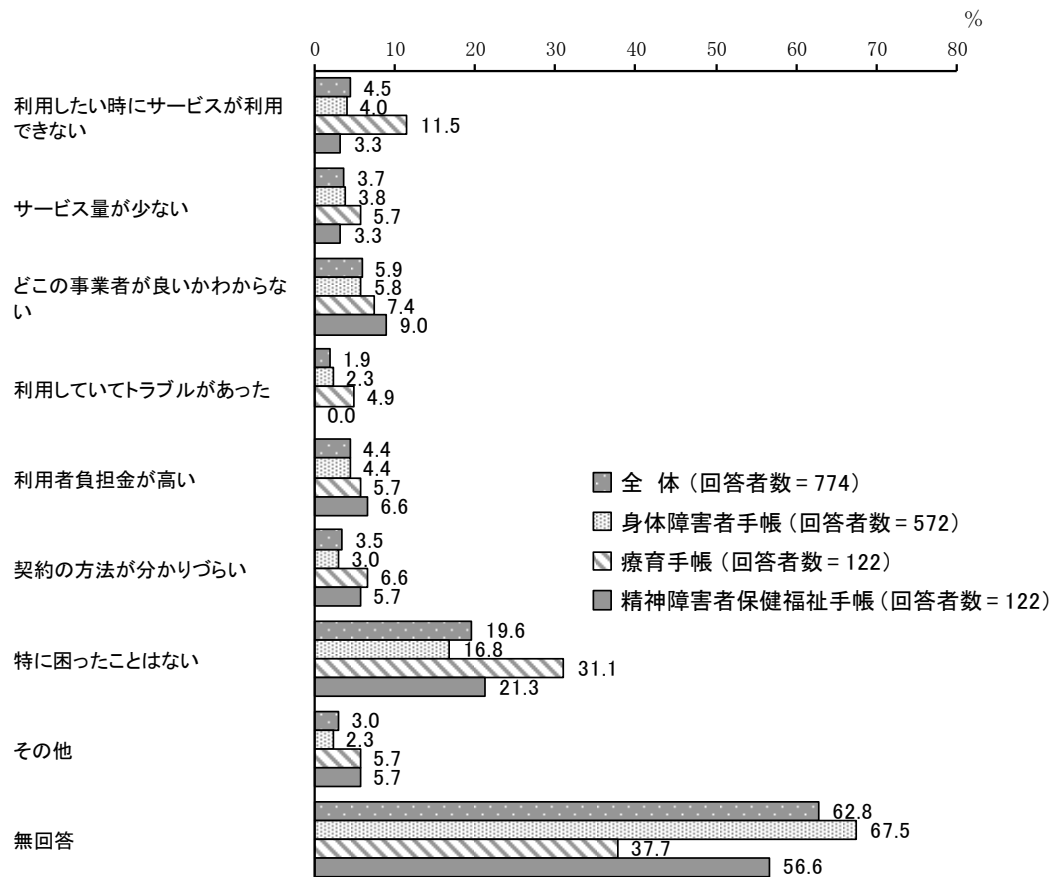
回答者数 = 56



### ③ 利用している障がい福祉サービスの充実、改善意向

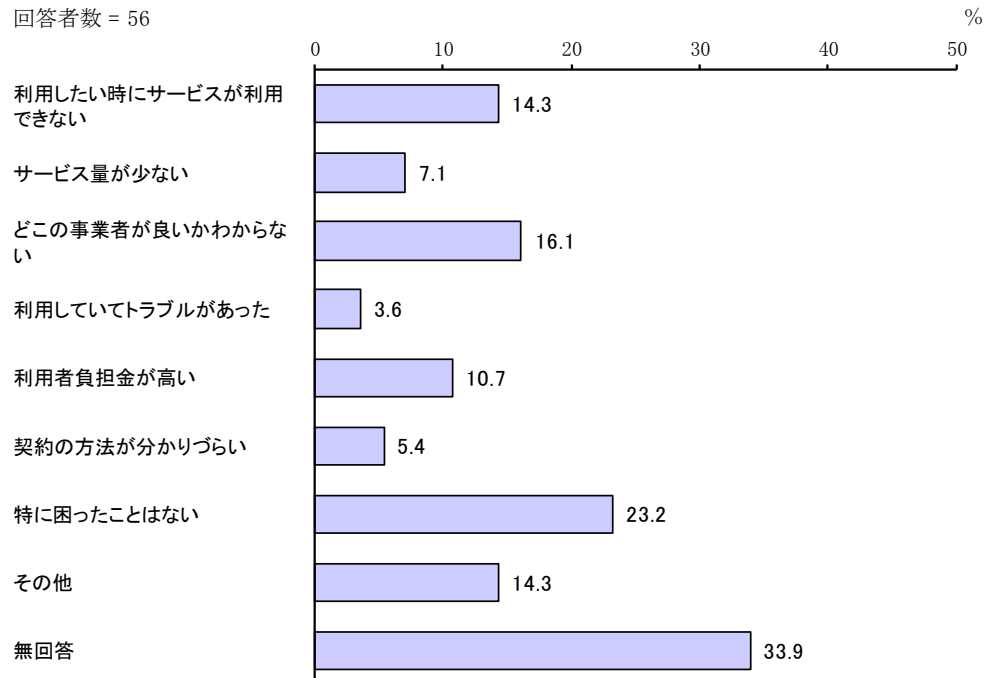
障がい者全体では、「特に困ったことはない」の割合が19.6%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳では「利用したい時にサービスが利用できない」が11.5%、精神障害者保健福祉手帳では「どこの事業者が良いかわからない」が9.0%となっています。



障がい児では、「特に困ったことはない」の割合が23.2%と最も高く、次いで「どこの事業者が良いかわからない」の割合が16.1%、「利用したい時にサービスが利用できない」の割合が14.3%となっています。

回答者数 = 56



## Ⅱ 2 パブリックコメント（概要）

栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）に関するパブリックコメントについて

### ①目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項に規定する『市町村障害福祉計画』及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する『市町村障害児福祉計画』を策定するにあたり、広く市民から意見などを募集し、計画に反映させる。

### ②公表期間及び意見などの提出期間

- ・令和3年1月20日（水）～令和3年2月19日（金）
- ・土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

### ③意見などを提出できる方の条件

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内に所在する学校に在学する方
- ・市税の納税義務者
- ・その他本件に利害関係のある方

### ④資料の閲覧・配布場所

- ・市ホームページ
- ・本庁 保健福祉部 障がい福祉課  
大宮、皆川、吹上、寺尾、国府公民館  
大平総合支所 大平市民生活課  
藤岡総合支所 藤岡市民生活課  
都賀総合支所 都賀市民生活課  
西方総合支所 西方市民生活課  
岩舟総合支所 岩舟市民生活課
- ・市政情報センター

### ⑤意見の提出方法・提出先

- ・提出期限：令和3年2月19日（金）午後5時15分 必着
- ・提出方法：郵送、FAX、電子メール・直接提出
- \*直接提出の場合は、本庁保健福祉部障がい福祉課及び各総合支所市民生活課窓口

### || 3 栃木市社会福祉施策推進委員会 開催状況

| 年月日        | 内 容                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年6月26日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木市障がい福祉プランの進捗状況について</li> <li>・ 第7期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について</li> <li>・ 第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について</li> <li>・ 栃木市成年後見制度利用促進計画の策定について</li> <li>・ 栃木市再犯防止推進計画の策定について</li> </ul> |
| 令和2年11月20日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について</li> <li>・ 栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）について</li> <li>・ 第8期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> <li>・ 栃木市再犯防止推進計画（案）について</li> </ul>                    |
| 令和2年12月25日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）について</li> <li>・ 第8期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> </ul>                                                                                      |

### || 4 障がい者福祉専門部会 開催状況

| 年月日        | 内 容                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年11月20日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）について</li> </ul> |

## Ⅱ 5 栃木市社会福祉施策推進委員会規則

平成22年3月29日

規則第96号

改正 平成22年8月20日規則第215号

平成23年7月20日規則第23号

平成28年3月28日規則第23号

平成29年3月23日規則第7号

(設置)

第1条 本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木市社会福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討し、又は協議するものとする。

- (1) 社会福祉施策に係る基本方針に関すること。
- (2) 社会福祉施策の総合的推進に関すること。
- (3) 社会福祉施策に係る調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

(平成29規則7・一部改正)

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係団体の関係者
- (4) 医療、福祉、保健及び教育関係の関係者
- (5) 公募による委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成23規則23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な事項について調査研究及び検討するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者福祉専門部会
- (2) 児童福祉専門部会
- (3) 障がい者福祉専門部会
- (4) 就労支援専門部会
- (5) 権利擁護専門部会

2 委員は、いずれかの専門部会に所属するものとする。

3 専門部会に、部会長及び副部会長各1名を置き、部会委員の互選により定める。

4 専門部会に、特別の事項を調査研究及び検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 特別委員は、特別な事項の調査研究及び検討が終了したとき又は市長が特別な事情があると認めたときは、解任されるものとする。

(平22規則215・平23規則23・平29規則7・一部改正)

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、第3条各号に掲げる職を失ったとき又は辞したときは、任期中においても委員の職を失う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(平23規則23・平28規則23・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則 (平成22年規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 6 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿

任期：H30.11.26～R2.11.25（敬称略・順不同）

|    | 区 分                  | 団 体 名                        | 委 員    | 備 考       |
|----|----------------------|------------------------------|--------|-----------|
| 1  | 市議会議員                | 栃木市議会                        | 古沢 ちい子 |           |
| 2  | 学識経験を有する者            | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部 | 井木澤 節子 |           |
| 3  |                      | とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会         | 大友 崇義  |           |
| 4  | 社会福祉関係団体の関係者         | 栃木市身体障害者福祉会連合会               | 田名網 弘  |           |
| 5  |                      | 栃木市障害者施設協議会                  | 落合 恭子  | ～R2.6.7   |
|    |                      |                              | 小林 勝夫  | R2.6.8～   |
| 6  |                      | 栃木市ひとり親家庭福祉会                 | 青木 世津子 |           |
| 7  |                      | とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会              | 細川 正江  |           |
| 8  |                      | 栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会    | 佐々木 剛  |           |
| 9  |                      | 栃木市民生委員児童委員協議会連合会            | 羽山 直克  |           |
| 10 |                      | 栃木市手をつなぐ育成会                  | 松本 厚子  |           |
| 11 |                      | 栃木市民間保育園連絡協議会                | 堀 昌浩   |           |
| 12 |                      | 栃木市聴覚障害者協会                   | 片柳 富枝  |           |
| 13 | 医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者 | 下都賀郡市医師会                     | 栗田口 淳子 |           |
| 14 |                      | 栃木県県南児童相談所                   | 湯澤 典子  | ～H31.3.31 |
|    |                      |                              | 佐山 恵子  | H31.4.1～  |
| 15 |                      | 栃木市幼稚園連合会                    | 関口 立美  |           |
| 16 |                      | 栃木市校長会                       | 森 加奈夫  |           |
| 17 |                      | 栃木市社会福祉協議会                   | 赤羽根 則男 |           |
| 18 | 公募による委員              | 公募委員                         | 櫻岡 英之  |           |
| 19 |                      | 公募委員                         | 坂田 英樹  |           |
| 20 | 市長が必要と認める者           | 栃木市自治会連合会                    | 大橋 正美  |           |
| 21 |                      | 栃木商工会議所                      | 島田 暁彦  |           |

任期：R2. 11. 26～R4. 11. 25（敬称略・順不同）

|    | 区 分                  | 団 体 名                        | 委 員    | 備 考 |
|----|----------------------|------------------------------|--------|-----|
| 1  | 市議会議員                | 栃木市議会                        | 古沢 ちい子 |     |
| 2  | 学識経験を有する者            | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部 | 井木澤 節子 |     |
| 3  |                      | とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会         | 大友 崇義  |     |
| 4  | 社会福祉関係団体の関係者         | 栃木市身体障害者福祉会連合会               | 坂本 邦雄  |     |
| 5  |                      | 栃木市障害者施設協議会                  | 小林 勝夫  |     |
| 6  |                      | 栃木市ひとり親家庭福祉会                 | 青木 世津子 |     |
| 7  |                      | とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会              | 細川 正江  |     |
| 8  |                      | 栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会    | 佐々木 剛  |     |
| 9  |                      | 栃木市民生委員児童委員協議会連合会            | 羽山 直克  |     |
| 10 |                      | 栃木市手をつなぐ育成会                  | 松本 厚子  |     |
| 11 |                      | 栃木市民間保育園連絡協議会                | 堀 昌浩   |     |
| 12 |                      | 栃木市聴覚障害者協会                   | 片柳 富枝  |     |
| 13 | 医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者 | 下都賀郡市医師会                     | 栗田口 淳子 |     |
| 14 |                      | 栃木県県南児童相談所                   | 佐山 恵子  |     |
| 15 |                      | 栃木市幼稚園連合会                    | 関口 立美  |     |
| 16 |                      | 栃木市校長会                       | 佐藤 雪江  |     |
| 17 |                      | 栃木市社会福祉協議会                   | 赤羽根 則男 |     |
| 18 | 公募による委員              | 公募委員                         | 尾崎 由美子 |     |
| 19 |                      | 公募委員                         | 福田 智   |     |
| 20 | 市長が必要と認める者           | 栃木市自治会連合会                    | 大橋 正美  |     |
| 21 |                      | 栃木商工会議所                      | 島田 暁彦  |     |

## 7 障がい者福祉専門部会 委員名簿

任期：H30.11.26～R2.11.25（敬称略・順不同）

|    | 区 分                  | 団 体 名                        | 委 員    | 備 考       |
|----|----------------------|------------------------------|--------|-----------|
| 1  | 学識経験を有する者            | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部 | 井木澤 節子 |           |
| 2  |                      | とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会         | 大友 崇義  |           |
| 3  | 社会福祉関係団体の関係者         | 栃木市身体障害者福祉会連合会               | 田名網 弘  |           |
| 4  |                      | 栃木市障害者施設協議会                  | 落合 恭子  | ～R2.6.7   |
|    |                      |                              | 小林 勝夫  | R2.6.8～   |
| 5  |                      | 栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会    | 佐々木 剛  |           |
| 6  |                      | 栃木市手をつなぐ育成会                  | 松本 厚子  |           |
| 7  |                      | 栃木市聴覚障害者協会                   | 片柳 富枝  |           |
| 8  | 医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者 | 栃木県県南児童相談所                   | 湯澤 典子  | ～H31.3.31 |
|    |                      |                              | 佐山 恵子  | H31.4.1～  |
| 9  |                      | 栃木市幼稚園連合会                    | 関口 立美  |           |
| 10 |                      | 栃木市校長会                       | 森 加奈夫  |           |
| 11 |                      | 栃木市社会福祉協議会                   | 赤羽根 則男 |           |
| 12 | 公募による委員              | 公募委員                         | 坂田 英樹  |           |
| 13 | 市長が必要と認める者           | 栃木商工会議所                      | 島田 暁彦  |           |

任期：R2.11.26～R4.11.25（敬称略・順不同）

|    | 区 分                              | 団 体 名                        | 委 員    | 備 考 |
|----|----------------------------------|------------------------------|--------|-----|
| 1  | 学識経験を<br>有する者                    | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部 | 井木澤 節子 |     |
| 2  |                                  | とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会         | 大友 崇義  |     |
| 3  | 社会福祉<br>関係団体<br>の関係者             | 栃木市身体障害者福祉会連合会               | 坂本 邦雄  |     |
| 4  |                                  | 栃木市障害者施設協議会                  | 小林 勝夫  |     |
| 5  |                                  | 栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会    | 佐々木 剛  |     |
| 6  |                                  | 栃木市手をつなぐ育成会                  | 松本 厚子  |     |
| 7  |                                  | 栃木市聴覚障害者協会                   | 片柳 富枝  |     |
| 8  | 医療、福祉、<br>保健及び教<br>育関係機関<br>の関係者 | 栃木県県南児童相談所                   | 佐山 恵子  |     |
| 9  |                                  | 栃木市幼稚園連合会                    | 関口 立美  |     |
| 10 |                                  | 栃木市校長会                       | 佐藤 雪江  |     |
| 11 |                                  | 栃木市社会福祉協議会                   | 赤羽根 則男 |     |
| 12 | 公募による<br>委員                      | 公募委員                         | 尾崎 由美子 |     |
|    |                                  |                              | 福田 智   |     |
| 13 | 市長が必要<br>と認める者                   | 栃木商工会議所                      | 島田 暁彦  |     |

栃 木 市  
障がい福祉計画（第 6 期計画）  
障がい児福祉計画（第 2 期計画）

発 行 令和 3 年 3 月

発行者 栃木市 ／ 編集 保健福祉部障がい福祉課

〒328-8686 栃木市万町 9 番 25 号

TEL : 0282-21-2203

FAX : 0282-21-2682



